

「統合の国」ドイツの統合論争：変化する ドイツ社会の自己理解

SATO, Shigeki / 佐藤, 成基

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

57

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

173

(終了ページ / End Page)

205

(発行年 / Year)

2011-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021095>

「統合の国」ドイツの統合論争

—変化するドイツ社会の自己理解—

佐藤成基

「統合（Integration）はわれわれの時代の鍵になる課題です¹⁾。

2005年11月30日、アンゲラ・メルケルは首相に就任して最初に行った連邦議会での演説においてこう述べた。この時成立していたキリスト教民主同盟／社会同盟と社会民主党による大連立政権は、次々と移民の統合に向けた政策を進めていくことになる。

第二次世界大戦が終わってまだ間もない1950年代から、ドイツ連邦共和国は経済復興に必要な労働力を補うため、国外から「ガストアルバイター」と呼ばれる移住労働者を大量に受け入れてきた。また、基本法の規定に従って庇護民も受け入れてきた。しかし連邦政府はオイルショックの後、外国人労働者の受け入れを停止して以来、「ドイツは移民国ではない」という標語を掲げて移民の流入を制限するようになった²⁾。また、1913年の国籍法に基づく国籍付与の血統原理を維持し続け、外国人の帰化に関して極めて消極的な政策をとってきた。しかし、そのような政策も1998年に社会民主党と緑の党の連立政権が成立して以後大きく変化していくことになる。この政権の下、1913年の国籍法は改正され、「外国人法」は廃止され、新たに「移民法」が成立した。そして2005年にメルケル首相の下で大連立政権が成立すると、「移民の統合」は最も重要な政治課題の一つに位置づけられるようになった。そのようななか、長らく「ドイツは移民国ではない」という標語に執着してきた保守政党キリスト教民主同盟も、ドイツ社会における移民の存在を認識し、彼らの「統合」を目指すという方針を打ち出すようになる。2007年の党大会で採択された党の綱領のなかでは、「ドイツは統合の国である（Deutschland ist Integrationsland）」という文句を掲げるようになっていく³⁾。

このような変化は、単に連邦政府や主要政党のみならず、一般住民を含んだ広汎な社会界における、移民とドイツ社会それ自体に関する認識枠組の大きな転換を意味している。移民はもはやドイツ社会の外部ではなく、内部に位置する人間たちであり、ドイツの社会自体が抱える「問題」の一つと見なされるようになっていく。2005年に実施されたマイクロセンサス（国勢調査）は、そのような認識枠組の転換を象徴的に示している⁴⁾。これ以後、ドイツ住民の人口構成は「移民の背景を持つ人（Person mit Migrationshintergrund）」と「移民の背景を持たない人（Person ohne Migrationshintergrund）」の二つに大きく分けて把握されることとなった⁵⁾。全体の約2割（約1500万人）を占める「移民の背景を持つ人」の中には、約700万人の外国人と約800万のドイツ国籍保

持者が含まれている。この公式の人口統計において、かつての「ドイツ人」(＝ドイツ国籍保持者)と「外国人」(＝ドイツ国籍を持たない者)の差異はもはや根本的区分ではなくなっている。国籍に関わらず、「移民」(＝「移民の背景を持つ人」と「原住民」(＝「移民の背景を持たない人」)がともにドイツの住民として、国家の管掌範囲に組み入れられることになったのである⁶⁾。それとともに、連邦政府は「外国人政策」から、外国人を含む「移民」全体を対象とする「移民政策」へと重点を移行させていく。統合政策とは、そのような移民たちをドイツ社会に「統合」していくための政策である⁷⁾。

本稿の目的は、2000年から現在までの移民統合をめぐる論争のなかで移民と原住民の関係が、またドイツ社会それ自体がどのように認識され、理解されてきたのかを、論争における様々なディスコースのなかにあらわれたドイツ社会の自己理解に関する認知図式に注目しながら考察することにある⁸⁾。1980年代に形成され、1990年代にいたるまで広く前提にされてきた「外国人」対「ドイツ人」の文化的・国籍的差異を自明視する認知図式は、2000年代に入って大きく後退した。そして、それに代わって移民と原住民が共有すべき共通の文化基準(ドイツ語と憲法的価値・規範)を想定する図式が広く受け入れられ、統合政策の前提になっていく⁹⁾。ドイツが「統合」という問題を国家的な政策課題として打ち出すようになるのと連動して、そのような統合問題におけるドイツ社会の自己理解に関する認知図式の変化が進行していた。第1節ではまずその過程を、国籍法改正以後の統合論争と統合政策をめぐるディスコースを検討しながら明らかにしていく。

その認知図式は、どのような歴史的・社会的状況のなかで形成されてきたのか。第2節ではこのような認知図式の形成を、その図式のリアリティを喚起する状況理解のフレームと関連づけて説明したい¹⁰⁾。1990年代にいたるまでの統合問題は、主として「外国人嫌悪」の緩和、「外国人市民」の法的地位や社会的生活条件の向上というフレームで理解されていた。しかし2001年ニューヨークでの「9・11」とそれに続くヨーロッパでのイスラム原理主義者によるテロ事件は、そのような統合問題をめぐる状況理解のフレームを大きく変更することになった。「対テロ戦争」という国際政治の潮流の中で、移民統合が国内の治安維持に関わるイスラム的な《暴力との闘い》というフレームによって把握されるようになったのである。「暴力」や「抑圧」に結びつくイスラム系移民の「アーカイック」な習慣が問題視され、彼らを「自由で民主的」なドイツの憲法的価値へと適合させることが必要であると理解されるようになる。

しかしながら2000年代末になると《暴力との闘い》というフレームは若干後退し、それに代わって移民の《生産能力の欠如》というフレームの下で統合問題が論じられるようになっていく。移民、特にイスラム系移民が自力で労働せず、教育に消極的で、にもかかわらず社会保障費に依存して生活している状況が(過度に)問題視されるようになり、彼らに対し自立した労働主体として生産機能を果たすことがより強く要求されるようになる。そのような状況理解のフレームを発生させたのは、社会民主党・緑の党の連立政権によって開始された「救済型」から「活性化型」への福祉国家の転換だったが、2000年代末の経済危機のなか、このフレームが急速にリアリティを獲得していくことになった。第3節では、このような変化が2010年の移民統合論争の大衆的過熱化に繋

がっていることを明らかにする。

1. 「統合の国」へ向けて

国籍法改正から統合政策へ

2000年代の統合政策への転換の起点になったのは、2000年に実施されることになった新しい国籍法であった¹¹⁾。この国籍法改正において、シュレーダー政権の与党である社会民主党と緑の党が当初目的にしていた二重国籍の原則承認は野党の抵抗により実現されなかった。だが、この改正により1913年以来の帝国国籍法による純然血統主義が放棄されたことの意味は大きい。確かにこの法改正が、直ちに移民（外国人）の生活状況を一変させたわけではない。だが、それはドイツ社会の自己理解に大きな変更をせまるとともに、移民やその子どもたちのドイツ社会への統合が、現実的な政策課題とみなされるようになった。その際、従来の「血統共同体」の概念を維持していたのでは、その統合を実践していくことが論理的にも制度的にも不可能になった。そして「血統」を共有しない移民と原住ドイツ人とが共有できる、脱エスノ文化的な何らかの共通基準が求められるようになっていく。

このような現実的な統合政策の必要性はまた、国籍法改正には反対していたキリスト教民主／社会同盟のあいだにも認識されるようになっていた。彼らは国籍法改正をめぐる論争のなかで「外国人市民の統合」の重要性については繰り返し言及していた。彼らによって行われた二重国籍反対のキャンペーンにおいても、その標語は「統合にイエス、ダブル・パスポートにノー」というものだった。その抵抗の結果、政府は二重国籍原則承認を断念せざるを得なかったが、それと引き換えにキリスト教民主／社会同盟保守派の方でも「外国人の統合」を自ら政策課題として引き受けざるをえなくなったのである。

他方、政府与党は「国籍法改正法」によって国籍法と同時に外国人法を改正し、第85条、86条において、基本法に示された「自由で民主的（freiheitlich-demokratisch）」な価値への忠誠と「充分なドイツ語の知識」を帰化の条件として記載した¹²⁾。この法改正は議会ではそれほど問題にされず通過している。だが結果としてこれは、後の統合論争に向けての重要な布石となった。ドイツ語の習得と憲法的価値への忠誠というこの二つの要素が、この後の統合論争のなかで繰り返し言及され、統合の共通基準として広く受け入れられるようになるのである。

「主導文化」と統合の共通基準

国籍法改正後、シュレーダー政権が目指した課題は、移民法の制定であった。シュレーダー首相は2000年の春にいち早く「グリーン・カード」構想を公表して移民法へ向けての世論作りを行い、内務大臣のオットー・シリーは超党派の議員からなる「移民委員会」を招集して、移民法に向けての具体的な検討に入った¹³⁾。

ここで発生したのが、いわゆる「主導文化（Leitkultur）」をめぐる論争である¹⁴⁾。2000年の秋、

キリスト教民主同盟の幹事長フリードリッヒ・メルツが突如「主導文化」概念を提唱した。これは、政権与党や左派・リベラル系メディアから自民族中心的で人種主義的であるとして直ちに厳しい批判を浴びた。だがこの概念は、統合において移民が受け入れ、適応すべき共通の文化基準（価値と規範）を明確に示したという点で画期的なものでもあった。メルツ自身、「移民や統合の考えが志向する標準や原理が、移民・統合政策の成功にとって重要であるはずだ」と述べ、移民統合政策における共通の基準を設定することの重要性を指摘している¹⁵⁾。

では、具体的に「主導文化」とは何を意味するのか。キリスト教民主同盟は内部での論争を経て、次のような見解を公表するに至った。

統合は、ドイツ語の学習とならんで、われわれの国家と憲法秩序を支持することを明確に決断し、われわれの社会文化における生活状況に適応することを要求する。これはキリスト教、ユダヤ教、古典哲学、人文主義、ローマ主義、啓蒙主義によって刻印された、われわれのキリスト教的・西洋的文化（christlich-abendländisch）の価値秩序を受け入れることを意味する。……これは「移民たちが」自分たちのもとの文化的・宗教的特質を捨て去るということの意味するのではなく、共存には不可欠な価値と規範の枠組を肯定し、それに対して適応するということの意味するのである。……われわれの目的は、憲法的価値の基礎と、われわれ自身のアイデンティティの意識における寛容と共存の文化でなければならない。もしわれわれがドイツにおける主導文化（Leitkultur in Deutschland）の遵守について語るのであれば、このような意味でそれは理解されなければならない。¹⁶⁾

この説明を要約するならば、キリスト教民主同盟の言う「主導文化」は次の三つの要素から成り立っている。第一にはドイツ語、第二には「キリスト教的・西洋的」な文化、そして第三に憲法（ドイツ基本法）の価値・規範である。この三つによって「ドイツにおける主導文化」が構成される。それは古典的なドイツの「民族文化」概念とは明らかに異なっている。確かに「キリスト教的・西洋的」な歴史を背負ってはいるが、それは決してエスノ文化的な意味で「ドイツ的」なものではない。むしろ「ヨーロッパ的」の意味に近い。啓蒙やヒューマニズム、さらにはユダヤ教文化もそこには含まれているのである。さらに「主導文化」は、少なくとも名目上は「寛容と共存の文化」であることをうたっている。「主導文化」への適応は決して移民自らの文化・宗教の放棄にはつながらないとされている。しかしながら「寛容と文化の共存」には限界があり、必ずドイツ語の習得と憲法的な基本価値・規範への忠誠という共通枠組の中で行われなければならない。

上の引用文の中で「われわれの」という語が何度も登場していることに注目したい。この「われわれ」には移民と原住民の双方が含まれる。「主導文化」はこのように、移民が「われわれの社会」に帰属するための共通基準として提起されているのである¹⁷⁾。

「主導文化」をめぐる論争で、党首のメルケルを初めとして、キリスト教民主同盟／社会同盟の政治家たちは繰り返し「マルチクルティ（「多文化主義」の蔑称）の失敗」を強調した。それはこれまで社会民主党や緑の党、左派系の知識人やジャーナリストが多様な文化の「多文化主義的共

存」を強調し、移民と原住民とが共有すべき統合の共通の文化基準に関心を示してこなかった点を批判するためである。だがキリスト教民主／社会同盟の方もまた、これまで「外国人」と「ドイツ人」との文化的差異を自明視する差異主義的認知図式にとらわれてきた。それに対し「主導文化」は、「外国人」と「ドイツ人」のオリジナルな文化の違いを超えて共有すべきものと見なされている。保守派の側でもまた、旧来のエスノ文化的自己／他者理解が、もはや現実にそぐわなくなっていることに気づいていたのだと言えよう¹⁸⁾。

他方、左派政党の側もまた、かつてのような強力なトーンで「多文化社会 (multikulturelle Gesellschaft)」概念を打ち出さなくなっていた¹⁹⁾。1980年代末以後、多文化主義を唱導してきた緑の党のあいだでさえ、その「曖昧さ」が批判されていたほどである²⁰⁾。すでに社会民主党や緑の党の政治家たちから、移民統合のための共通基準、特にドイツ語習得と憲法的価値尊重の重要性が認識されるようになっていた。その結果、彼らの統合に関する考え方は「主導文化」概念に接近していく。社会民主党議員団長のフランツ・ミュンターフェリンクは、連邦議会のなかで「あなたがた [=キリスト教民主同盟／社会同盟] が主導文化は基本法と適合すると言うのであれば、それはそれでよいでしょう。……私はそれに反対するものではありません」と述べているほどである²¹⁾。また、緑の党の議員で、政府の移民問題委任官であったマリールイーゼ・ベックは、ドイツ語習得と基本法受容を統合の「主導線 (Leitlinien)」と呼んでいる²²⁾。緑の党はまた、基本法を基準とした「憲法愛国主義」を提唱している。例えば連邦議会でベックは、「私はわれわれが移民を愛国主義へ招待しなければならないと提案しました。この招待は、われわれの憲法がまた彼らの憲法であると言うことを意味しています」と述べている²³⁾。

緑の党の「憲法愛国主義」は、明らかにキリスト教民主／社会同盟の「主導文化」に対抗したものである。しかし、表面的な党派対立とはうらはらに、両者の内容的違いは必ずしも明確なものではない。「主導文化」概念は確かに論争を喚起した。しかし、この論争が結果的に示していたのは、統合の共通基準に関する広汎な合意の方である。この論争は移民と原住民とを含む「われわれ」の共通基準をめぐる論争であり、そこではドイツ語と憲法的価値とがその共通基準としておおむね了解されるようになっていたのである。確かに「憲法的価値」の解釈に関しては大きな解釈の違いがある。それがどの程度、またどのような意味で歴史に根ざしたものなのか。「キリスト教」の名を追う保守政党は当然、憲法的価値の「キリスト教的」伝統を指摘する。それに対し左派・リベラルの側は、啓蒙主義の歴史に依拠した世俗的で普遍主義的な側面を強調する。例えば「啓蒙主義の歴史的進化過程が示すように、教会と国家の明確な分離はわれわれの文化の一部であり、われわれに平和と自由をもたらしてきました」という、緑の党フリッツ・クーンの見解は、啓蒙主義的・世俗的解釈の一例である²⁴⁾。だが、啓蒙主義の歴史は、キリスト教民主／社会同盟の言う「主導文化」の一構成要素でもある。

しかし、こうした解釈上の論争があるとはいえ、ドイツ語と基本法的価値が移民統合の基準であり、「われわれの社会」の「共通のプラットフォーム」であるということに関し、すでに党派を超えた合意が形成されているという点がここでは重要である²⁵⁾。このような統合をめぐる基本的合意

のもとで考えるならば、どのような文化的出自をもった移民であってもドイツ語を習得し、基本法の価値・規範を受け入れ、それを尊重するのであれば、「われわれの社会」の一員として承認されることになる。逆に、それらを拒否するのであれば、その移民は「われわれの社会」からは排除されることになる。ドイツに住み、ドイツ語を話し、憲法の基本的価値・規範を尊重している人間たちからなる社会。このような「われわれの社会」の認知図式が、2000年代の移民統合論争を特徴づけている。

移民法と「統合コース」

長い論争を経て2004年ようやく成立した移民法は、移民流入のコントロールと流入した移民の統合という二つの面を持った法律である。審議の過程でもっぱら論争の対象になっていたのは、前者すなわち国外からの労働者の受け入れに関してであった²⁶⁾。政府が提案するカナダ式ポイント制の導入に対しキリスト教民主／社会同盟は強く反対した。そのため、政府は結局これを断念せざるを得なかった。その結果、高度専門・技術職以外の一般労働者の受け入れに関しては極めて制限的なものとなり、1973年以来の外国人労働者受け入れ停止の基本方針を大きく変更することにはならなかったのである。その意味で2004年の移民法は、ドイツを「非移民国」から「移民国」へと転換したとは言い難いものである²⁷⁾。

だが他方で移民法は、ドイツを「統合の国」へと移行させるための重要な法的基礎となった。というのはこの法律の成立により「統合コース (Integrationskurse)」が全国レベルで制度化されたからである。統合コースとは、移民がドイツ語とドイツの歴史・法秩序・生活習慣などを学ぶ授業のことである。この制度はオランダをモデルにしたもので、2001年に公表された政府によって組織された独立移民委員会 (ジュスムート委員会) の報告書やキリスト教民主同盟の移民委員会の報告書においても、すでにその導入が提案されていたものである²⁸⁾。法案審議の過程では、その財源負担の問題が争点になったが、導入それ自体に関しては大きな異論は出されなかった。

移民法と同時に制定された外国人滞在法の規定によれば、統合コースは600時間のドイツ語コースと30時間の「オリエンテーション・コース」からなっている (後者は後に45時間に拡張される)。前者においてはドイツ語、後者においてはドイツの法律・政治や歴史の知識を教えられることになっている。つまり移民は統合コースにおいて、統合の共通基準であるドイツ語とドイツの「自由で民主的」な憲法的価値・規範 (その歴史を含めて) を習得することができる仕組みになっているのである。統合コースの実施方法を規定した「外国人とアウスジードラーのための統合コースの施行規則」によると、統合のコースの「目的」は、「ドイツ語の十分な知識」と「日常的知識および、ドイツの法秩序、文化、歴史の知識、特にドイツ連邦共和国の民主的國家体制の価値と法の支配、平等、慣用、宗教の自由の原理に関する知識」を「うまく伝達すること」であるとされている²⁹⁾。すでに広汎な合意を得ていた移民の統合基準の諸要素が明確に表現されていることがわかる。そして統合コースの終了証は、帰化の条件の一つである「ドイツ語の十分な知識」として帰化請求のさいに用いられるようになる³⁰⁾。

統合コースは各地の市民学校や民間の語学学校などで実施された。新たに来た移民で十分なドイツ語力を持たないものに義務化されたが、既にドイツに来ている移民も希望すれば受講が可能であった³¹⁾。また、既に来ている移民でも失業手当ハルツIV（これについては後述する）を受給しているものは受講が義務とされた。その財源は、大部分が連邦政府によって賄われ、一部が移民自身による負担となった。

統合概念の「超差異主義的転回」

「主導文化」論争後の統合の共通基準に関する基本的合意と移民法によって制度化された統合コースを土台にしながら、2005年秋に成立したキリスト教民主同盟／社会同盟と社会民主党との大連立によるメルケル政権は、積極的な統合政策を次々と打ち出していった。先ずメルケル首相は政権発足と同時に、これまでほとんど実質的権限を持たなかった「移民・難民・統合委任官」を首相府内に移設し、大臣格の権限を与えた。その後2006年7月には、初めての「統合サミット」を開き、政府、政党、経済団体、市民団体、教会、そして移民（団体および個人）の代表を集めて統合に関する議論を行った。また同年9月には、内務大臣のヴォルフガング・ショイブレが国内のイスラム代表を集めた「イスラム会議」を開催し、イスラム教徒との「対話」を試みた³²⁾。2007年7月の第2回統合サミットにおいては、1年の審議の結果まとめられた文書『国民統合計画』が公表され、移民統合を連邦政府、地方政府、各種市民団体の協力・連携によって行うための国民規模の青写真が提示された³³⁾。

他方、帰化テスト導入をめぐる議論が帰化の業務を管轄する州政府から提起された。州の内務大臣を集めた2006年5月の内務大臣会議で、「国家市民の基本知識とわれわれの憲法の原則と価値が継承」されているかどうかを試すための統一帰化テストの導入が決議された³⁴⁾。統一帰化テストは2008年9月から実施に移されている。

このような一連の統合に向けた施策のなかで、ドイツ語と憲法的価値は移民が習得し適応すべき統合の共通基準として繰り返し言及され、強調されている。例えば『国民統合計画』の巻頭言で、メルケルは次のように述べている。

移民の背景をもった約1500万人の人々がここに生活しています。彼らのほとんどは長いあいだ、われわれの社会のなかで自分たちの場所を見出してきました。しかし不幸なことに、依然として明らかに統合が不十分な人々も相当数存在しています。……統合の共通の理解を発展させることが重要です。いうまでもなく、それはドイツの法秩序と基本法で守られた価値の承認のことで、われわれの下に継続的に生活し、われわれの国に貢献するような多様なチャンスを手にしたのであれば、ドイツ語を十分に習得することを避けて通ることはできません。³⁵⁾

メルケルはまた「共存への寛容と開放性を通じて、われわれの社会はより豊かに、より人間的なものになっていくでしょう」とも述べているが、ドイツ語とドイツ基本法の価値はそこで、「共通

の理解」を得るべき「われわれの社会」「われわれの国」の基本的枠組である。ここには、移民と原住ドイツ人との文化的差異を前提にした1980年代以来の多文化主義や民族的同質主義とは異なる移民統合概念がみられる。移民のオリジナルな文化を放棄することが求められているわけではない。だがまた文化的差異は絶対視されていない。共通の価値・規範が文化的差異を超えて移民と原住者を共に包括する「われわれ」への帰属の基準と捉えられている。『国民統合計画』の中別の箇所の記述に従うなら、ドイツ語と憲法的価値は「様々な背景を持つ人々を結びつける、われわれの共存の本質的基礎」なのである³⁶⁾。

このような移民と原住者との共通基準を強調するメルケル政権下での統合政策は、1980年代以来の連邦政府の統合政策とは大きく異なっている。1980年代に支配的であった統合政策における統合概念が、移民と原住者との、そして移民相互のエスノ文化的差異を前提とした「差異主義的(differentialist)」なものであったとすると、2000年代の統合概念はその差異を超えて共通基準を志向する「超差異主義的(transdifferentialist)」なものへと転化したと考えることができるだろう³⁷⁾。ドイツ語を学び、憲法的価値を尊重すれば「われわれ」の一員になれる——これが新たな統合の概念の前提となる認知図式である。「彼ら」と「われわれ」とは、もはや文化的・生得的な帰属によって先行決定されていない。統合過程のなかで「彼ら」は「われわれ」に適応し、自らを統合させることが要求される。このような認知図式において、「彼ら」と「われわれ」の差異はもはや固定的なものではなく、統合過程のなかで変化しうる可塑的で流動的、また多義的なものとなる。

しかしそのような「超差異主義的転回」以後の2000年代の統合論争における「われわれ」の許容範囲にもやはり限界はある。新たにその限界を構成するようになったのが、イスラム教という超民族的な宗教である。イスラム教の「アーカイック」な文化や習慣(とみなされるもの)がドイツ社会の統合基準と対立し、移民の統合を阻害する最大の要因として語られるようになる。そのような「イスラム」対「われわれ」の図式を喚起したのは、同時期に進展した世界政治の潮流であった。それについて、次の節で詳しく検討していきたい。

2. 移民統合とイスラム

統合問題のフレーム

前節で見てきたように、2000年代のドイツは自己を「統合の国」と規定するようになった。しかし、ドイツ連邦共和国において移民ないし外国人の「統合」が政策上の課題の一つとみなされるようになったのは、決してこの時代が最初ではない。すでに1970年代末までには、連邦政府は「外国人」の社会統合を重要な内政上の課題としてみなすようになっていた³⁸⁾。しかし当時の統合問題は、ドイツ人原住者のあいだにいわゆる「外国人嫌悪(Ausländerfeindlichkeit)」が高まり、外国人労働者(「ガストアルバイター」)に対する暴力行為や排斥運動が多発するなか、その排外主義を緩和し、外国人のドイツ国内における法的状況や社会生活上の状況をいかに向上するのかということを中心的なテーマにしていた。1982年2月4日にその問題が連邦議会で議論されたとき、ある

社会民主党の議員は「統合」の意味について説明して、「外国人をわれわれの国家の屋根のもとに受け入れ、この国家の法的・社会的制度における対等なメンバーとして統合することである」と述べていた³⁹⁾。また、その一方で「外国人」の文化的アイデンティティは尊重し、保護することが必要であるとも考えられていた。統合は法的・社会的レベルに限定され、「同化」や「強制的ゲルマン化」を意味する文化的な統合は理念的に望ましくなく、また実現が非常に困難なことでもありとして否定される。このような基本的な認識は、外国人に「機会の平等」を保証し、彼らに地方参政権を与え、「多文化社会」の実現をめざす左派・リベラル派のみならず、統合よりもむしろ外国人の祖国帰還促進の方に重点を置く保守派にも共通していた。

1990年代に入り国籍法改正の議論が高まってくると、出生地主義の導入と二重国籍原則承認によって外国人の法的・社会的地位の向上を目指す改正促進派に対し、それに反対する保守派は、国籍付与の条件として外国人の国家への忠誠心やドイツ法秩序の受容の必要性を強調し、それを「統合」という言葉で表現するようになる。国籍付与によって統合を促進するのではなく、統合が国籍付与の条件である——そう彼らは主張した⁴⁰⁾。

しかし、「外国人嫌悪」の緩和や外国人の法的・社会的地位の向上という問題を中心に形成された、このような移民統合に関する状況理解のフレームに対し、2000年代に入ると全く別のフレームが登場する。2001年9月11日のニューヨークでのテロ事件以後、《暴力との闘い》という状況理解が移民論争や統合政策方針を規定するようになる。前節で論じた移民統合の超差異主義の共通基準はこのフレームのなかで喚起され、党派を超えた合意を得るようになっていく。統合問題はもはや一国内での「外国人」の法的地位や社会的な生活状況をめぐる問題ではなく、「西歐的」価値と「イスラム的」価値との国境を越えた「文化闘争 (Kulturkampf)」という様相すら呈するようになる。

イスラムと暴力

「9・11」がドイツの移民論争に与えた影響は、このニューヨークでのテロ事件だけでなく、それに続いて起きたマドリッド、アムステルダム、ロンドンでのテロ事件も含めて考える必要がある。これらの一連のイスラム原理主義者によるテロリズムは、ドイツの統合論争に深い変化をもたらした。「9・11」以後のアメリカ合衆国が世界政治の場で展開していた「テロとの闘い」は、ドイツを含めた西歐諸国においては国内のイスラム系移民の統合問題としても理解された。イスラム教徒が数多く国内に定住し、しかも国籍さえ取得しているとすれば、それも不思議ではない。(実際、「9・11」の実行犯の一人はドイツの大学で学んでいたイスラム教徒であった。) このようななか、移民の統合は「テロリズムへの予防」であり、政治的原理主義運動だけでなく、イスラム的なる「暴力」全般と「闘う」ことが必要であるという状況理解のフレームの中で「統合」が問題にされ、論じられるようになっていった⁴¹⁾。

特にドイツの統合論争に大きな変調をもたらしたのは、隣国オランダの首都アムステルダムで2004年11月に起きた映画監督テオ・ファン・ゴッホ虐殺事件であった。ゴッホは、イスラム教社会における女性への暴力や抑圧を批判的に描いた英語による短編映画『従属 (Submission)』を発

表していた。それが理由で、イスラム教原理主義の若者が白昼路上でゴッホを殺害した⁴²⁾。それをきっかけに、ドイツではイスラム教徒たちの暴力的習慣や行動、その温床となるイスラム系移民の「並行社会」や「エスニック・コロニー」の発展がセンセーショナルリスティックに取り上げられ、問題視されるようになるのである。特に注目されたのが、家族間の取り決めにより少女が見知らぬ男性との結婚を強いられる「強制結婚」の習慣や、家族の「名誉」を守るために「西洋化」（「ドイツ化」）した女性（特にドイツ人男性と交際ないし結婚している女性）を同じ親族内の男性が殺害する「名誉殺人」である。これらの「イスラム的」な習慣がイスラム社会の暴力性の象徴と見なされるようになり、またドイツ社会におけるそのような「イスラム的暴力」の存在が、「統合の失敗」の印しとして理解されるようになる。

メディアでの論調の変化を確認するために、2000年から2009年までの二大主要新聞『フランクフルター・アルゲマイネ』『南ドイツ新聞』の記事のなかで用いられている「並行社会 Parallelgesellschaft」「強制結婚 (Zwangsheirat)」「名誉殺人 (Ehrenmord)」の三つの語の登場回数を数えてみる。すると次の表のようになる⁴³⁾。

『フランクフルター・アルゲマイネ』

	「並行社会」 (Parallelgesellschaft)	「強制結婚」 (Zwangsheirat)	「名誉殺人」 (Ehrenmord)
2000	5	1	0
2001	6	3	0
2002	7	3	0
2003	4	2	1
2004	33	5	1
2005	47	18	24
2006	42	37	46
2007	38	15	22
2008	31	26	24
2009	29	9	28

『南ドイツ新聞』

	「並行社会」 (Parallelgesellschaft)	「強制結婚」 (Zwangsheirat)	「名誉殺人」 (Ehrenmord)
2000	3	4	0
2001	8	1	0
2002	9	6	0
2003	7	9	1
2004	23	9	3
2005	27	21	29
2006	27	42	48
2007	19	10	28
2008	21	17	18
2009	20	15	26

明らかに2004年から2006年にかけて、三つのどの単語の登場回数も大きく増加している。2004年の末以後、イスラム的暴力の象徴とも言うべきこれらの概念が新聞のなかで頻繁に用いられるようになった様子が、ここからうかがえる⁴⁴⁾。「並行社会」だけが2004年から上昇しているが、その8割以上がテオ・ファン・ゴッホ虐殺事件の起きた11月以後である⁴⁵⁾。また2004年以前に用いられている「強制結婚」はその大半がドイツ国外での話題になっている。

2006年3月に明らかにされた、生徒の8割以上がイスラム系移民の子どもからなるベルリンのリュトリ基幹学校における暴力問題も、「イスラム的暴力」の系列の中で理解された⁴⁶⁾。週刊誌『シュピーゲル』は、2005年2月に起きたハートゥン・ジュルチュというトルコ系の女性の「名誉殺人」事件⁴⁷⁾と、このリュトリ基幹学校の暴力問題を結びつけて、次のように報じている。

ドイツの世論はこれまで、イスラム教徒のあいだのいわゆる名誉殺人についての怒りを人権機関や人権活動家に大幅に委ねてきた。だが、今回のケースはそうはいかない。ベルリンのリュトリ基幹学校における若い移民たちの暴力問題、そして圧倒的にトルコ系移民からなる並行世界がますます不透明になっているという認識に衝撃を受け、政治リーダーたちはジュルチュ判決についての発言を行うようになった。⁴⁸⁾

じっさいそれまで、こうしたイスラム教徒の「暴力」的習慣は、「彼ら」の問題であるとして軽視され、結果的に比較的寛容な態度で対処されることも少なくなかった。例えば「名誉殺人」に関する裁判において、「彼らの文化」（名誉観念）や「イスラム的価値観」に配慮し、時にコーランでの記述さえ引用し、相対的に軽い判決が出されるケースもあった⁴⁹⁾。だが、イスラム教徒の「暴力」が「われわれの社会」の問題であると認識されるようになるにつれ、このような「多文化主義的寛容」は厳しい批判にさらされるようになる。例えば『シュピーゲル』と並ぶ代表的週刊誌『フォックス』は、リュトリ基幹学校での暴力問題をとりあげ、「寛容の落とし穴からの脱出」と題して、次のように「マルチカルティ（多文化主義）」を批判している。

リュトリの手紙は歴史的ドキュメントだ。時代の転換を示したマニフェストだ。暴力、無視、極度に非社会的振る舞いを前にした無力さがそこにある。……イスラム系移民の統合は失敗している。その責任は移民自身にあるのではなく、ドイツの政治家にある。彼らは何十年にもわたって全面的な寛容をうったえ、実は彼らの全面的無能さをごまかしてきたのだ。その罪はマルチカルティの喧伝家にある。彼らは社会的・文化的規則の遵守を主張するものは誰をも攻撃してきたのだ。⁵⁰⁾

バーデン＝ビュルテンベルク州の内務大臣ヘリベルト・レヒは連邦議会のなかで、ドイツ社会にとっての「9. 11の中心的なメッセージは、われわれが並行社会の生成と発展を防がなければならないということ」にあったと述べている⁵¹⁾。移民の統合は、マジョリティを成す原住民社会から隔絶された「並行社会」の発展を防ぎ、「並行社会」のなかで醸成される「イスラム的暴力」と

「闘う」ことである——そのような状況理解のフレームのもとで、前節で論じたような統合の共通基準への合意（それが「主導文化」と呼ばれようが「憲法愛国主義」と呼ばれようが）が形成され、統合問題が論じられるようになる⁵²⁾。

「イスラムはドイツの一部である」

しかしながら《暴力との闘い》というフレームは、単純にイスラム教徒全体を「われわれの社会」から排除するという議論には必ずしも結びついていない。イスラム系移民の統合をめぐる論争を注意深く観察すると、「イスラム教」対「西洋的価値」というような単純な「文明の衝突」的な敵／味方図式が多くの場合微妙に回避されていることがわかる。左派の緑の党から保守派キリスト教民主／社会同盟にいたる議論のなかでは、「憲法に忠実なイスラム教徒（*verfassungstreue Muslime*）」が「イスラム教原理主義」「イスラム過激派」などと区別すべきことが強調されている。そして前者の「イスラム」は承認し、後者の「イスラム主義」と「闘う」ことが主張されているのである。つまりそこでは「イスラム」の内側にそれを横断する分割線が引かれている。イスラム教徒はドイツ語を学び、憲法的価値という統合の共通基準への忠誠を誓うことにより、「われわれ」の側に組み入れられ、「ドイツの一部」になる。しかしそれを拒否すれば、「イスラム原理主義者」として排除される。イスラム教徒は「われわれの社会」に統合されることで「暴力」的なアーカイズムから解放され、「われわれ」の「文化圏」に組み入れられるという「文明主義的」ともいうべき前提をそこに読み取ることができる⁵³⁾。

例えば、テオ・ファン・ゴッホ虐殺事件直後、キリスト教民主／社会同盟は連邦議会において「イスラム主義と闘おう、憲法に忠実なイスラム教徒を支持しよう」と題された決議案を提出している。その説明の中で同党派は、「政治的イスラム主義」は「宗教としてのイスラム教」から区別され、前者が「コーランの名の下でのテロ活動の温床になるだけでなく、日常生活における他の宗教や女性に対する抑圧と非寛容をもたらす」と主張している⁵⁴⁾。さらに決議案は、論争的な「主導文化」概念を用いて次のように論じる。

連邦共和国の憲法は、その全体の意味内容において、イスラム教徒を含むドイツに住む全ての人々において完璧かつ無制限に受け入れられなければならない。われわれの国のイスラム教徒たちに認められている宗教的多元性が享受できる可能性も、その活動がわれわれの自由で民主的な基本秩序の要求に抵触するところまでである。……統合は同化を意味するものではない。それは憲法国家、およびドイツ語とわれわれの国で発展してきた文化的基本観念を含むドイツにおける自由で民主的な主導文化とを承認するということを意味している。⁵⁵⁾

ドイツ語と「われわれの自由で民主的」な憲法的価値、そして「主導文化」。これによってイスラム原理主義と「闘い」、そして「憲法に忠実」なイスラム教徒を「われわれの社会」に統合される。もちろん左派の緑の党にとって「主導文化」概念は受け入れられるものではなかったが、彼ら

の提唱する統合概念も、キリスト教民主／社会同盟の統合概念とそれほど大きく異なるわけではない。緑の党のクラウディア・ロートは、「イスラムの帰化＝市民化（Einbürgerung des Islams）」という概念を用いて次のように主張する。

統合政策は宗教としてのイスラム教を同等の権利をもつものとして認め、イスラム教をわれわれのなかに、なんらかの方法で帰化させることをめざすものです。ヨーロッパのイスラムの確立は、イスラム過激派に対する国際的闘いに対する最高の貢献になります。……多文化的民主主義における寛容はつねに憲法秩序の枠組の中で作動しなければなりません。……その基本的基礎は基本法です。これはわれわれの憲法なのです。それは普遍的人権であり、われわれの民主主義なのです。⁵⁶⁾

そしてロートはそれを「憲法愛国主義」と呼ぶ。ロートにとってイスラム教徒の統合とは、「憲法愛国主義」のもとでの彼らの「帰化＝市民化」を意味した。

「憲法に忠実なイスラム」「イスラムの帰化＝市民化」。このような統合政策の目的を、内務大臣のヴォルフガング・ショイブレは「啓蒙」という言葉を用いて表現した。2006年9月第1回イスラム会議直前の新聞のインタビューで、彼は次のように述べる。

この間、イスラム教はドイツとヨーロッパの一部になりました。……ここで生活するものは皆、ドイツの憲法と法律の秩序を受け入れ、尊重しなければなりません。われわれは、われわれの啓蒙された国において、啓蒙されたイスラム教徒を望んでいるのです。⁵⁷⁾

イスラム教徒は「啓蒙」されることによって「ドイツとヨーロッパの一部」になる。原理主義やテロ活動は「啓蒙された国」からは追放されなければならない。また、「名誉殺人」や「強制結婚」などの「家父長制的」「権威主義的」な習慣もまた「われわれの社会」からは排除されるべき「アーカイック」なものである。イスラム教徒に対する「啓蒙」としての統合。この認識はキリスト教民主同盟のショイブレのみならず、他の政党の政治家たちにも共有されていた。例えば社会民主党の議員アンゲリカ・グラーフもまた「ドイツにおける強制結婚のケースはいずれも、統合に失敗していることの指標です」と述べ、「われわれは更なる啓蒙を必要としています。それによって強制結婚が何なのか、それが単なるプライベートな家族問題ではなく、家庭内の暴力の一形態であることがわかるのです。強制結婚に対し、われわれは一致して闘わなければなりません」と述べているのである⁵⁸⁾。

統合への「意志」

連邦政府はドイツ語と憲法的価値観の伝達のために統合コースを設けた。しかしそれだけでイスラム教徒の「啓蒙」が簡単に達成できるものではない。それには時間もかかるだろう。2005年以後、政府のみならず野党の政治家たちがそろって統合が「双方向的な過程」であると述べ、「対話

(Dialog)」の重要性を強調するのは不思議なことではない。メルケルは首相になって最初の演説で「われわれはイスラム教との対話を必要としている」と発言し⁵⁹⁾、彼女の招集した統合サミットを「継続する対話の始まり」と述べた⁶⁰⁾。内務大臣ショイブレも第1回イスラム会議に際し「われわれは対話の開始を試みる」と述べている⁶¹⁾。社会民主党のニールス・アネンは「相互理解と相互了解は対話のなかでのみ可能です」と語り、緑の党のフリッツ・クーンも統合政策について「これは真の対話をめぐる問題です。それは互いに相手の視点に立ち、自分自身の視点に疑問を投げかけるということです」と論じている⁶²⁾。「対話」により「イスラム教」と「西欧」との対立は乗り越えられ、「イスラム」も「われわれ」の側に統合されること。これが統合政策に求められているのである。

キリスト教社会同盟のカール＝テオドール・ツォー・グーテンベルクはクーン発言に次のようにコメントしている。

クーン議員、私は対話への姿勢ということについてあなたに同意します。われわれはまた、西洋世界とイスラム世界とのあいだに対立線や必然的な分割線が引かれているわけではないということを知らなければなりません。真の、そして決定的な分割線は、テロリズム、憎悪、不寛容について語る人々と、どのような宗教であれ人権、法の支配、意見の多様性を支持する人々とのあいだに引かれているのです。⁶³⁾

ここでツォー・グーテンベルクは明確に「西洋対イスラム」の対立図式を否定し、人権・法の支配・意見の多様性、すなわち憲法の基本的価値・規範を尊重する人間とそうでない人間との対立軸を強調している。また、「対話」のためにはドイツ語の習得も必要になるだろう。すなわちツォー・グーテンベルクの言う「対話への姿勢」には、やはり憲法的価値の尊重とドイツ語の習得という統合の共通基準が前提にされているのである。

「自由で民主的」な憲法的価値、ドイツ語、そしてそれらを前提にした「対話」を介して「想像」される2000年代ドイツの「われわれの社会」は、「外国人」と「ドイツ人」の固定化された文化的差異を前提にしたそれ以前のドイツ社会に比べ、異なった文化圏からやってきた移民に対してより寛容でオープンのように見える。メルケル首相は『国民統合計画』に寄せた序言のなかで、「ドイツは世界に開かれた国である」と書いている。しかし、果たして本当にそうなのだろうか。

確かにこのようなドイツ社会の自己理解は、文化的・宗教的な差異を超えて移民を統合するという超差異主義的な構えを示している。しかしその社会において新たに求められているのは、ドイツ語を学び、憲法的価値を尊重し、「対話」に参加しようという移民自身の「意志 (Wille)」であり、「姿勢 (Bereitschaft)」である。大連立政権成立以来、移民・統合委任官の職にあるマリア・ベーマーは次のように述べる。

重要なのは、ドイツでの生活に積極的に関わろうとする移民の側での姿勢 (Bereitschaft) なのです。それは基本法、われわれの法的秩序、そしてドイツ語に対して「イエス」ということなのです。⁶⁴⁾

ツォー・グーテンベルクの言葉を借りて言うならば、「真の決定的分割線」は統合への「意志」を持つものとそうでないものとの間に引かれている。その結果、統合をめぐる最近の議論では、統合への意志を持たない移民が、「統合無意志者 (Integrationsunwillige)」あるいは「統合拒否者 (Integrationsverweigerer)」として批判され、叱責されるようになっている。

しかし、このような移民自身の統合への「意志」の強調、「統合拒否者」への批判・叱責は、最近になって、《暴力との闘い》とは別の状況理解のフレームによって喚起され、さらに強化されているように思われる。そこで問題にされるのは、移民、特にイスラム系移民における「暴力的」な習慣や活動ではなく、彼らの全般的な《生産能力の欠如》という状況である。このような状況理解は、シュレーダー政権以後進行している福祉国家体制の転換のなかで生じている。次節では、このもう一つの状況理解のフレームと統合論争の関連について検討してみたい。

3. 「活性化型国家」と移民統合

福祉国家体制の転換

移民問題に関しては国籍法改正や移民法制定という実績を残したシュレーダー政権はまた、戦後築かれてきた福祉国家体制の歴史的転換を推し進めた政権でもあった⁶⁵⁾。「社会的市場経済」の名のもと、戦後のドイツ連邦共和国は市場経済から帰結する不公正を国家による再配分で是正するための社会保障政策を重視してきた。その結果、シュレーダーの前任であるヘルムート・コールが首相を務めた時代の末期には、社会保障費は対GNP比で3割を超えていた。シュレーダー政権はそのように膨張した社会保障費を削減し、同時に法人税の減税を行うことで連邦政府の財政規模を縮小し、この福祉国家体制の根本的修正を試みたのである。それは、グローバル化する世界経済においてドイツの国際競争力を高めることを目的としたものである。この福祉国家体制の修正は、しばしば「救済型国家 (fürsorgender Staat)」から「活性化型国家 (aktivierender Staat)」への転換と理解されてきた⁶⁶⁾。

活性化型国家は、住民たちが労働市場に参加することを支援し、またできうる限り均等な機会のもとで、「活力」をもって労働市場に参加することができる条件を整えることに重点を置いている。そこが人々を「脱商品化」し、市場経済の外部で人々を「救済」することをめざす救済型国家とは根本的に異なる点である。活性化型国家において、人々が生産能力を高め、活力をもって労働し、自らの生活を自分で支えていくための「支援と要求 (Fördern und Fordern)」が行われ、それによって国の経済の国際競争力の向上が目指されている。

そのような国家形態の転換はまた、国家と個人との関係の再編成をも意味していた。その変化を、シュレーダー政権の総理府長官で特務大臣の任にあったボド・ホンバッハは次のように説明している。

個人の権利と義務の新しいバランス。行政をおこない、法を定め、生存を保障する国家が、その市民を

さらにいっそう信頼し、期待しなければならぬという要求。これらはどれも、国家の責任からの冷淡な退却を意味するものではない。むしろ逆である。それははるかに多くの創造性、イノベーションへの姿勢、そして長期的に将来を見通す活力ある政治を必要とするあたらしいガバナンス・モデルに関わる問題なのである。⁶⁷⁾

国家は住民に自助努力、自己責任、そして労働へと向かう積極的姿勢に「期待」をし、そのような住民の活動を支援するような「活力」ある「ガバナンス」を必要とするようになったというわけである。それとともに、そのような市民の自助努力の意義を否定するような再配分的「救済」政策から、国家は後退していくことになる。

このような転換を象徴していたのが、失業手当制度の改革であった。旧来の制度では、失業者は失業後最初の1年間、独身者はかつての給料の60パーセント、扶養者のいる者は67パーセント、その後は独身者が53パーセント、扶養者のいる者は57パーセントの失業手当を得ることができた。それがシュレーダー政権の改革後、失業後1年以上を経過したものには生存最低限度を保証する一律345ユーロの「第二種失業手当」のみが給付されることになったのである⁶⁸⁾。この「第二種失業手当」のことを一般に「ハルツIV」と呼ぶ。活性化型国家の観点からすれば、この改革は社会補償費への依存を減らし、長期失業者に再就職へのインセンティブを与えようとしたものである。

しかしながらこのような社会保障制度の改革は、社会保障費に依存する「下層 (Unterschicht)」を固定化し、社会的上昇への機会も意欲も奪われた「新たな貧困」を生み出すという逆説的結果も生み出した。ハルツIVの導入により1年間以上の長期失業者の失業をさらに永続化させ、「ハルツIV受給者」をスティグマ化することになったからである⁶⁹⁾。ハルツIVの受給が、むしろ「下層」の人間であることを示すメルクマールの一つにさえなった⁷⁰⁾。このような「下層」問題の発生は、ハルツIVが「社会的公正性」の原則に矛盾するという労働組合などからの批判を生み出す一方、社会保障費への恒常的依存者を生み出すことでかえって国家の財政に負担をかけているという意見も出された⁷¹⁾。

住民に労働への自助努力を求めると同時に、社会保障費に依存する「下層」を固定化させるという活性化型国家のディレンマは、戦後最悪といわれる2008年秋のリーマンショック以後の経済危機のなかで顕在化した。2009年、連邦政府の財政赤字は史上最高となった。2005年の社会保障制度改革の後、徐々に減少していた社会保障費も、2009年に再び増加し、2010年にはさらに増加することが予想された⁷²⁾。他方で失業者の数の増大は政府に対する失業対策への要望を高め、そのためかつての救済型国家復活の傾向さえ見られたのである⁷³⁾。ハルツIVは、その低い給付額が基本法の生存権の原則に抵触するという理由で連邦憲法裁判所に提訴され、その改正が求められるようになった。

このような「社会国家」のあり方をめぐる論争は、固定化する「下層」や「プレカリアート」に対する世論の関心も高めた。彼らに対する社会保障費の充実は無効な解決策になりうるのか。それはかえって社会保障費への依存をもたらずだけではないのか。彼らに不足しているのは経済的資源

ではなく、教育レベルや労働に対する意欲そのものではないのか。そのような論調のなかから、「下層」を単に物質的尺度だけではなく、文化的・精神的尺度から定義していこうという見方が強まっていく。例えば、2009年11月に『ヴェルト』紙は次のように書いている。

ドイツには新たな下層が増大しており、政治も次第にそのことに不安を感じている。誰がいわゆるプレカリアートに数えられるのか、正確なところは専門家の間で論争がある。というのも、単なる物質的貧窮だけが彼らの状況の特徴付けているわけではないからである。教育レベルが低く、上昇への意志が欠落してえる場合、専門家はそれをプレカリアートと呼ぶ。その定義は、ハルツIVの受給だけでは不十分なのである⁷⁴。

「下層」の人間たちには、物質的条件に不足があるだけでなく、労働し上昇しようという「意志」やそのための文化的基礎能力、すなわち彼ら自身の生産能力が決定的に欠落しているのではないのか。経済危機以後、「下層」問題はこのように理解されるようになった。そしてその状況理解のフレームが、「下層」の重要な一部を構成する移民にもまた適用されるようになっていくのである。

「下層」としての移民

シュレーダー政権が進めた「近代的」な外国人・移民政策と社会保障制度改革とのあいだには適合性がある。「救済」のための社会的給付能力の削減をめざす活性化型国家のもとでは、移民と原住民、あるいは外国人とドイツ国民とのあいだの差異は、かつてのような絶対的な意味を失っていたからである。彼らには等しくドイツの国際的競争力を高めるための知的・経済的な生産能力が求められるようになっていた。重要な差異は「外国人」か「ドイツ人」かよりもむしろ個々人の生産能力の有無だった⁷⁵。しかも、全人口の2割近くを占めることが明らかとなった「移民の背景をもつ人々」が、プラスの役割を果たすにせよマイナスの役割を果たすにせよ、ドイツの国際的競争力を左右する重要な一翼を担うことは、もはや否定しがたい事実となっていた。そして「支援し、要求する」という標語のもと、移民も原住ドイツ人同様、知的レベルを向上させ、労働市場に参加し、社会補償費に依存せずに自力で生活を支え、「自己責任」をもった主体として国の生産力の向上に貢献することが求められるようになったのである⁷⁶。その際、特に移民に対してはドイツ語を習得することが求められたが、それは移民の労働市場での活動を「支援・要求」する国家の「活性化」プロジェクトの一特殊ケースとして位置づけられる。統合コースの受講が、ハルツIVを受給する移民に対して義務化されたことは、移民の統合政策と活性化型国家の下での経済的生産能力の向上とが関連していることを示している。

その半面で、「生産能力の欠如」という観点から、移民の統合問題は「下層」問題の枠組の中で理解され、論じられるようになった。「ハルツIV受給者」という点で、「失業者 (Arbeitslose)」、「子育てする単身者 (Alleinerziehende)」とともに (特にトルコ系を指して) 「移民」(ないし「外

国人)が「下層」あるいは「貧困」を構成する人々であった。例えば次の新聞記事に見られるように、「失業者」「子育てする単身者」「移民」が「下層」という上位カテゴリーのもとで並列されて語られるようになった。

子育てする単身者、失業者、そして移民とその子どもたちはとりわけ頻繁に貧困に脅かされている。労働市場・職業研究所によると、子育てする単身者の40.5パーセントが第二種失業手当（ハルツIV）を受給している。……トルコ系の人間はとくに苦しい場合が多い。このおおきな集団のなかでは、15歳の少年の半分が読解力で基礎水準に及ばない。トルコ系住民の半数は職業訓練を終えていず、しばしば失業している。例えばベルリンにおいては、就業能力のあるトルコ系の半分がハルツIVを受給している。⁷⁷⁾

このように移民を「下層」の一下位カテゴリーであると捉えるならば、「統合」問題もまた移民に限らず、国内での階層格差全般の是正の問題へと包括して理解することも可能になるだろう。例えば左翼党との連立でベルリン市の政権を担当している社会民主党の市長のクラウス・ヴォーヴェライトは、そのような見方になって「統合」を論じようとしている。彼は2010年1月に、ベルリン市の統合政策の重点はもはや移民ではなく、「下層」人々の「業績社会（Leistungsgesellschaft）」への統合であると述べている。「統合はもはや移民の問題ではなく、社会的ミリュウの問題なのである。……長期失業者のなかには上昇への意志の欠如したものがいる」。それこそが根本問題なのだ、と⁷⁸⁾。この議論のなかで、移民問題は社会全般の階層格差問題（「下層」における「上昇への意志の欠如」も含めた）へと回収されている。

しかし、逆に「下層」問題を移民の問題に特化して論じる方法もある。ヴォーヴェライトと同じ社会民主党のメンバーで、彼の下でベルリン市の財務大臣を7年間務めたティロ・ザラツィンがそのような方法をとった。ノイケルンなど、トルコ系移民が集住する地域のあるベルリン市で、そのような議論はリアリティを持っていた。彼は、特にトルコ系・アラブ系からなるイスラム教徒たちの生産能力の欠如こそが問題だと主張する。2010年夏に急激に加熱した移民論争は、このザラツィンの議論をきっかけにしたものだった。

ティロ・ザラツィンと2010年の統合論争

2004年から2006年にかけてテオ・ファン・ゴッホの虐殺事件、ハートゥン・ジュルチュ「名誉殺人」事件などをきっかけにして盛んに問題にされるようになった後、移民論争は相対的に沈静していたかに見えた。しかし2010年8月、当時ドイツ連邦銀行の理事を務めていたザラツィンが『ドイツは消滅する』という挑発的なタイトルの著作を出版したことで、再び移民論争が加熱することになる⁷⁹⁾。

ザラツィンの本は、大量の統計データを用いてイスラム系移民がドイツ社会に十分に統合されていない実態を赤裸々に指摘している。彼らの多くが自力で労働せずに社会補償費に依存し、その子どもの学歴は低いままにとどまっている。しかしながら彼らの出生率は高く、子どもの数は多い。

この状態を放置しておく、彼らの人口に占める割合が増大し、ドイツ全体の知的レベルが低下し、「ドイツは消滅する」であろう。そしてザラツィンは、特にイスラム系移民の統合への「失敗」の原因にイスラム教文化があると主張する。

彼の議論はメディアで大々的にとりあげられ、首相や大統領までも巻き込こむ大きな論争を引き起こした。彼の本は出版と同時にベストセラーになり、テレビのトークショーでもこの本の話題がさかんに取り上げられ、ザラツィンはたちまちのうちにマスコミの寵児となった。

この「ザラツィン論争」は、移民統合の問題が政治家やジャーナリスト、専門家の間だけの一部「エリート」層に限られたものではなく、大衆紙『ビルト』やテレビ、インターネットなどを通じて社会の各層において幅広く知られ、議論された点に特徴がある。イスラム教徒を一括して論じる反イスラム的なスタンス、そして著作の中で言及された遺伝子決定論は、出版当初、メルケル首相、連邦大統領のクリスティアン・ヴルフ、ザラツィンの所属する社会民主党の党首ジクマー・ガブリエルなど、しかるべき地位にある政治リーダーから批判を受けた。にもかかわらず、ザラツィンの本は一般市民から幅広い支持や共感を受けることになった⁸⁰⁾。その支持・共感の最大の理由は、ザラツィンが「タブーを恐れず、イスラム系移民の統合の現実を明確に指摘した」という点に集約される。そのようなザラツィンへの共感はまだ、これまで移民統合問題への対策を怠ってきた政治リーダーたちへの批判にもつながった。

このようなザラツィンの大衆レベルでの「成功」を、どう説明すればよいのだろうか。それは、決してマスメディアによる集中的なキャンペーンがあったからだというようなことだけで説明がつくものではない⁸¹⁾。その理由のひとつは、教育レベルの低さや社会補償費の受給といった、ドイツの住民にも一般に馴染み深いテーマで移民の統合を論じたと言う点にあるだろう。知的・経済的生産力というザラツィンが移民にその「欠如」を指摘した問題はまた、活性化型国家においてドイツ住民一般に対して要求されているものでもあった。原住民の側からも、自らの比較でイスラム系移民の統合の「現実」を語る事が可能だったのである。それは「イスラム原理主義」とか「名誉殺人」などというような、スキャンダラスではあるが決して一般の社会生活（原住民でも移民でも）からはあまり身近とは言えない問題とは異なった問題だった。

450ページを越える大著『ドイツは消滅する』を読んでみるとすぐにわかることだが、この本の大きなテーマは決して移民問題それ自体ではない。むしろ、ドイツ社会全体における生産能力の低下が問題にされている。その関連で「社会国家」や学校教育の危機について論じられている。移民問題は、そのような大きなテーマの枠組の中で議論されている。

ザラツィンが「自分自身と自分の生活に対する責任から決別している一団の人々が、ますます多くなっているように思われる」と論じるとき、その「一団の人々」には、国家の社会補償費に依存して暮らす「失業者」や「下層」の人々全体が含まれている。彼は次のように述べる。

何百万人もの、基本的には働くことのできる30代から50代の人間たちが、さらに30年から50年のあいだ国家によって扶養されることになる。そのあいだ、彼らの能力はますます歪んだものになり、彼らの社

会化も誤った方向に発展していく。彼らは子どもを設けるだろう。それも人口の平均よりも多めに。そして彼らの生活態度を子どもたちにも伝え、彼らを将来のハルツIV受給者へと育てあげよう。⁸²⁾

ここでザラツィンが問題にしているのは、ハルツIVを受給する「下層」の人々の教育レベルの不足と生産能力の欠如である。このような問題意識は、ベルリン市の財務大臣を務めた彼の経歴とおそらく関係するものであろう。そこでザラツィンの「下層」への批判は、イスラム系移民に集中する。ザラツィンにとって、彼らの統合の欠如がドイツの生産力を低下させ、「ドイツを消滅」させる決定的な原因だからである。

ここで、彼のイスラム系移民の統合問題に関する見方が如実に示されているものとして、彼が『ドイツは消滅する』を出版する約1年前に雑誌のインタビューで行った発言を紹介しておこう。このインタビューにより、ザラツィンはすでに論争を喚起していた。ここでの彼の発言は、2010年夏の著作以上に大胆である。

ベルリン市には、仕事を持ち、有効に利用されている人間たちによる、生産的な循環が機能しています。しかしそれと同時に、有効に利用されていない住民が20パーセントほどいます。この20パーセントの人間たちはハルツIVや国からの補助によって生活しているのです。この割合は膨張していくに違いありません。市内にいるアラブ人やトルコ人の多くは、果物や野菜の売る商売をする以外、なんら生産的機能を果たしていません。しかもその数は、誤った政策によって増加しているのです。またおそらく彼らには、そのような見込みを育むこともないでしょう。おなじようなことは、ドイツ人の下層の人達についても言えます。……

特に問題なのはトルコ人やアラブ人たちです。第二、第三世代においてもなお、極めて多くのトルコ人・アラブ人が理性的なドイツ語能力を持ち合わせていません。彼らの多くが学校の卒業資格を持たず、ごく一部がアビトゥア（大学入学資格）を持つのみです。統合されようという人であれば誰でもドイツの制度の中に入っていかなければなりません。それにはまず、ドイツ語を学ばなければなりません。子どもはアビトゥアを得なければなりません。そうすれば、統合は自ずとおこるものです。……

第二世代、第三世代の母親が依然としてドイツ語を話せない、おそらくはその子どもも話せないし学びもしないというのは、一つのスキャンダルです。……統合とは、自ら統合した者が成し遂げた成果なのです。何もしない人間を、私は決して認めません。国家の補助で生活しながら国家を拒否する人間、子どもの教育を理性的に世話することをせず、スカーフを着けた小娘をただ産み出し続ける人間を、私は決して認めません。これは、ベルリンに住むトルコ人の70パーセント、アラブ人の90パーセントに当てはまることなのです⁸³⁾。

ここでザラツィンの批判の矛先は「トルコ人」と「アラブ人」に集中している。「ドイツ人の下層の人達」には付加的に言及されているにすぎない。「トルコ人」「アラブ人」が国家の補助によって生活し、「生産的機能」を果たさず、「理性的ドイツ語能力」を持たず、子どもの教育への努力さ

え怠っている。その現状を、ザラツィンは厳しく指摘する。

『ドイツは消滅する』の中では、このようなトルコ系・アラブ系移民の統合の失敗、彼らの統合への意志の欠落を、イスラム教という文化的・宗教的要因に求めるようになる。イスラムこそ移民統合の最大の障害である。そうザラツィンは主張する。

「移民諸君、自分自身を統合させよ！」

ザラツィンはイスラム教を一括して「西洋的近代の価値と相容れない」とみなし、「政治的イスラム主義」と「宗教としてのイスラム」を区別する従来のメインストリームの議論に疑問を投げかけている⁸⁴⁾。だが、このような彼の絶対的イスラム異質論には批判も多く出されている。ドイツ語を流暢に話し、ドイツ社会に進出し、ドイツの文化や経済に貢献しているイスラム教徒たちがドイツにはすでに沢山いる。イスラム系移民のドイツ社会への統合は、決して不可能ではない——ザラツィンの議論に対抗し、そのような意見も多く出されるようになった。「統合されたイスラム教徒」たちもメディアに登場し、ザラツィンのイスラム絶対異質論を批判した。

2010年10月3日、ドイツ統一20周年の記念日に就任して間もない連邦大統領のヴルフが行った記念演説は、そうした反ザラツィン論の典型である。彼はその演説の中で、歴史的にドイツの一部をなすキリスト教、ユダヤ教と並んで、「イスラム教もこの間、ドイツの一部になっている」と強く語った。『われわれは人民である（Wir sind das Volk）』。この統一への呼びかけはこんにち、ここに住むすべての人間に対する招待でなければなりません⁸⁵⁾。イスラム教徒であろうとも、ドイツに住み、ドイツ語を学び、ドイツの法秩序を尊重するならば、「われわれ人民」の一員たりうる。このようなキリスト教民主同盟出身の大統領ヴルフの演説は、イスラム系移民統合へのメッセージとして受け取られ、メルケル首相などと与党のリーダー達のみならず、緑の党などからも歓迎された。他方、キリスト教民主／社会同盟内の保守派やキリスト教会の側からは批判も出された。「ドイツはやはりキリスト教的主導文化の国なのだ」と⁸⁶⁾。また、連邦議会の内務委員会の委員長でキリスト教民主同盟のヴォルフガング・ボスバッハは「確かにイスラムはこの間ドイツの生活の現実（Lebenswirklichkeit）の一部になった。しかしキリスト教的・ユダヤ教的伝統には属していない」と、両者を仲介するような発言をしている⁸⁷⁾。

このようにザラツィンの議論は、多くの支持者・共感者と同時に、多くの批判者を生み出し、イスラム系移民の統合をめぐる様々な議論を噴出させた。だが、ザラツィンのような反イスラムの立場をとろうと、ヴルフのような親イスラムの立場をとろうと、移民叱責論を主張しようと、移民歓迎論を主張しようと、ほとんどの議論のなかに共通して見られるのは、移民に対する統合への努力への要求である。統合せよ、移民は自らの義務を果たさなければならぬ——そのような統合への自助努力の圧力は、これまでになく高まっているように思われる。ザラツィンの議論を「無益である」として批判したメルケルも、インタビューのなかで「義務は義務ですから、[統合コースへの参加は]堅持されなければなりません」と述べ、役所による監督の強化、参加を拒否している者への罰則の実施の必要性に言及し、新規移民に対して統合への義務を約束させる「統合協約

(Integrationsvereinbarung)」の導入を検討していると語った⁸⁸⁾。またトルコの新聞『ヒュリエット』のインタビューのなかでメルケルは、「われわれはもちろん移民にも統合を望み、それに向けて積極的に努力することを期待します。[移民と原住民との] 共生は、ギブ・アンド・テイクの関係なのです」とも述べた⁸⁹⁾。

国家が統合への様々な機会を提供するのと引き換えに、移民の側も自ら統合に向けた努力を行うこと。メルケルが述べている、このような「ギブ・アンド・テイク」の関係は、そのまま活性化型国家における国家と個人との関係性に符合している。「イスラムはドイツに属する」と述べ、イスラム系移民への歓迎的態度を示したヴルフ大統領もまた、活性化型国家の枠組に依拠しながら、移民の側からの統合への自助努力の重要性を語っている。彼は、ベルリンで少年犯罪に関わってきた法律家キルステン・ハイジクの本に言及しながら、次のように述べている⁹⁰⁾。

「われわれの社会国家は、返礼の義務なしに給付されるセルフサービスの店舗ではない」とベルリンの少年裁判官キルステン・ハイジクはたいへん簡潔に、またたいへん適切に述べています。さらに彼女は「もし人が国家によって扶養されたのであれば、その子どもには自分とは違った道を歩ませ、後に自分の足で立って生活できるよう、少なくとも子どもを学校に通わせることを社会は期待している」と書いています。われわれは、われわれの国と文化に何らかの貢献をなす人間全てを尊重します。女医が、ドイツ語教師が、タクシー運転手が、テレビ司会者が、野菜の売り子が、サッカー選手が、映画製作者が、大臣が、その他統合に成功した数多くの例があるでしょう。⁹¹⁾

ザラツィンでさえ、イスラム教徒の移民の可能性自体を否定しているわけではない。移民の自助努力を求める点で、彼もヴルフの立場とそれほど大きな違いはない。彼の場合、移民自身の自助努力への要求が厳しいだけである。「統合は80パーセントが持参債務 (Bringschuld) であって、取り付け債務 (Holschuld) ではない」と、ザラツィンは述べている⁹²⁾。つまり統合は、国家が行うべき政策的義務 (「取り付け債務」) であるというより、移民自身の責任で行うべき道徳的義務 (「持参債務」) だというのである。この「8対2」という比率については異論もあるにせよ、統合が移民の「持参債務」でもあるという見方は、ザラツィンに賛同すると否とに関わらず広く共有されるようになっている。統合への欠如は、そのような「持参債務」の「不履行」を意味するものである。ザラツィンへの一般読者の共感、その「現実」を明確にした点に求められている。例えば大衆紙『ビルト』の「ザラツィンの警告」と題されたコラムは、「われわれの社会国家の恩恵が、われわれの国とその法律・文化への統合の自助努力を拒絶している人々にも届けられていたということ、多くの市民は長らく受け止めようとしてこなかった」と述べている⁹³⁾。

ザラツィンの議論を、「イスラムを一般化しすぎている」と批判するニーダーザクセン州の家族大臣アイギュル・エツカンもまた、「持参債務」の概念を用いて次のように語っている⁹⁴⁾。

ドイツ語を学ぶこと、子どもを託児所に預けること、ドイツの学校制度と向きあうこと、子どもをそこ

で落ちこぼれないようにすることは、持参債務なのです。もし、子どもを家に置いておき、祖父母に面倒を見てもらい、そこでトルコ語のテレビがつけっぱなしになっているなどということがあるとすれば、それは問題です。⁹⁵⁾

「託児所へ子どもを預けよ」「学校に通わせろ」「職業訓練を受けよ」「勤勉に労働せよ」「社会保障費に依存せず、自らの力で生活せよ」。「統合は移民が自ら果たすべき持参債務である」。「移民諸君、自分自身を統合させよ (Einwanderer, integriert euch selbst) !」⁹⁶⁾……。ザラツィン論争を経て、ドイツでは現在、このような呼びかけが政府のみならず主要政党、政治家、メディア、ジャーナリストなどからますます頻繁に聞かれるようになっている⁹⁷⁾。

「われわれ」を区切る新たな分割線

このような移民への呼びかけの高まりと並行して、統合への努力を怠り、それへの「意志」さえ持たない（と見なされた）「統合拒否者」への批判的圧力も強まっている⁹⁸⁾。トーマス・デ・メジエール内務大臣はテレビ番組の中で、移民の「15パーセントから20パーセントを占める統合拒否者」について言及し、彼らに対する罰則をより厳格に実施する必要があると述べた。

財政的援助を得ている新規移民や外国人は統合コースへの参加が義務付けられています。彼らがその義務を怠っているとすれば、まず警告がおこなわれます。その後に罰則が課されるはずです。⁹⁹⁾

野党社会民主党の党首ガブリエルもまた、「長期にわたって統合への要求を拒否している者に、ドイツに留まる可能性はありえない」と述べて、「統合拒否者」を批判した。キリスト教民主同盟の保守派やキリスト教社会同盟からも「統合拒否者」への罰則強化の声があがった。そして政府は10月末、「統合拒否者」への罰則をより有効に実施するための法案を提出することになる¹⁰⁰⁾。

統合への自助努力への要求の高まりとともに、統合への「意志」を欠いた「統合拒否者」をマージナル化し、スティグマ化が進んでいる。だが、果たして誰が問題の「統合拒否者」なのか。誰が統合への「意志」を持ち、誰がそれを欠いているのか。これが曖昧なまま「統合拒否者」が政治論争の対象になっている。デ・メジエール内務大臣は「10パーセントから15パーセント」という数字を挙げたが、これには批判が相次いだ。その根拠はどこにあるのか？ どの研究がそのような数字を示しているのか？¹⁰¹⁾

後になってデ・メジエールはこの数字を撤回することになる¹⁰²⁾。だが2010年の統合論争の高まりは、「統合への意志をもつ者」と「統合への意志をもたない者」、「統合に努力する者」と「統合を拒否するもの」とのあいだに引かれた分割線をより深いものにした。この分割線は、例えば「血統」のように何らかの「客観的」な証拠によって示されるものではなく、移民自身の日々の実践によって（例えば統合コースに参加していること、ドイツの学校で学んでいること、ドイツの労働市場で働いていることなど）証明する以外にないものである¹⁰³⁾。また、反移民の立場をとる人々は、

この分割線を恣意的に解釈することによって、反移民のポピュリズムを動員することができるだろう。現在のドイツ社会では、「意志」という「主観的」な契機をメルクマールとするこの分割線が、「われわれ」の内と外とを区切る新たな境界として、ますます重要な意味をもつようになっている。

おわりに

—通過儀礼としての統合論争—

ドイツは消滅するのではなく、移民によって変化するのである。

(メハド・アブデル＝サマド)

それにしても、なぜ最近になって移民の統合がここまで問題視され、論争を巻き起こしているのか。ドイツ社会における移民の統合は、ザラツィンが言うように果たして本当に「失敗」しているのだろうか。

ドイツの代表的移民研究の一人クラウス・バーデは、ザラツィンや彼の支持者・共感者たちが移民統合の「失敗」を過度に強調しすぎることに対して警鐘を鳴らしている。ドイツにおける移民の統合は、色々な尺度から見て、決して他のヨーロッパ諸国と比較して悪い状況にあるわけではない。特に、2000年代に入って始められて連邦政府による統合政策の成果もあり、第二世代、第三世代の統合は徐々に進んでいる。そうバーデは述べている¹⁰⁴⁾。

例えば1980年代、トルコ人「ガストアルバイター」の労働環境は今より劣悪で（例えばギュンター・ヴァルラフのベストセラー『最低辺 (Ganz Unten)』に描かれていたような)、彼らの子どもたちの教育レベル、犯罪率、「強制結婚」などの現実も、決して今より良かったわけではない。移民と原住民との日常的な接触は今よりもはるかに少なかったはずである。仮に「並行社会」という言葉を用いるとすれば、20年前のほうがかはるかに明らかな「並行社会」が存在していたといえるだろう。しかしその後、移民の子どもの多くがドイツの学校で教育を受けるようになり、ドイツ社会への浸透度も高まった。それとともに国籍法、移民法などの法的な制度も整備され、統合のための政策も全国レベルで実施されるようになった。移民の統合はむしろ進展しているのである。この時期に、移民の「統合の欠如」が問題視され、論争の対象とされるようになってきているのはいったいなぜなのか¹⁰⁵⁾。

逆説的だが、このような現在の統合論争の高まりは、現実における移民統合の過程そのものが生み出しているものといえるであろう。移民がドイツ社会に浸透し、様々な障壁や差異を伴いながらも原住民と生活空間をより近接的に共有しあうようになるにつれて、移民の生活がドイツ社会に適合していくとともに、旧来のドイツ社会もまた変化する。その変化から「ドイツは消滅する」という悲観的な見方を打ち出したのがザラツィンであった。しかし、「ドイツ」がそれほど容易に「消滅」するとは思われない。エジプト出身の政治学者メハド・アブデル＝サマドはザラツィンの本の

タイトルを振って、「ドイツは消滅する (schafft sich ab) のではない。ドイツは移民によって変化する (verändert sich) のであり、実際にそうになっている」と述べている¹⁰⁶⁾。2010年にザラツィンの本を中心に高まった統合論争、そして恐らく今後も間歇的に盛り上がるであろう統合論争は、こうしたドイツの「変化」に際して起きる一種の通過儀礼のようなものなのではないだろうか。その儀礼のなかで、移民と原住民を含めたドイツ社会は「われわれ」の概念を見出し、意味づけ、批判し、対立し、修正しあい、また合意しあう。本稿で見てきた「主導文化」をめぐる論争からザラツィンをめぐる論争にいたる一連の過程は、そのような間歇的通過儀礼の連鎖とみなすことが可能なのではないだろうか。統合論争は、このようなドイツ社会の変化が生み出した集合的な自己確認の儀礼なのである。

しかし、そのような「通過儀礼」の結果が、必ずしも現実の統合にプラスに作用するとは限らない。それは時に対立や排除を生み出すであろう。例えば2010年の論争で顕在化した「統合に努めるもの」と「統合を拒否するもの」とのあいだに引かれた分割線は、むしろ原住民のイスラムに対する偏見を助長し、また移民の統合への動機づけを削ぐ役割を果たしはしないだろうか。そのような可能性も含め、この統合論争の経過と結果を見ていかなければならない。

注

¹⁾ *Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll* (以下BT Pl), 16. Wahlperiode/4.Sitzung (30.11.2005), S.83.

²⁾ しかしながら、1990年代までの連邦共和国に見るべき統合政策が存在していなかったと考えるのは適当ではない。この標語は移民流入を制限する政策を正当化する政治的シンボルとして利用されていたという側面が強い。じっさいには教会、福祉団体、労働組合などの市民社会の諸団体、また市町村レベルでの行政により「プラグマティックな統合政策」が試みられてきた。2000年代に国家レベルで推進されるようになる統合政策は、こうした1970年代以来続けられてきた統合政策の様々な制度的資源を利用している。Klaus J. Bade und Michael Bommes, 'Migration und politische Kultur im "Nicht-Einwanderungsland"', in Klaus J. Bade und Rainer Münz (Hg.), *Migrationsreport 2000. Fakten – Analysen – Perspektiven* (Frankfurt a.M.: Campus, 2000), S.163-204. 1990年代までの統合政策に関してはJürgen Puskeppleit und Dietrich Thränhardt, *Vom betreuten Ausländer zum gleichberechtigten Bürger* (Freiburg: Lambertus, 1990) が詳しい。

³⁾ 2007年12月ハノーファーで採択された、CDUの基本プログラムの中に記されている。*Freiheit und Sicherheit. Grundsätze für Deutschland* (CDU Grundsatzprogramm, 2007), S.95.

⁴⁾ 『南ドイツ新聞』はこれを「公式統計における小さな革命」と呼んでいる。'Kleine Revolution der Amtsstatistik', *Süddeutsche Zeitung* (6.6.2006), S.6.

5) 2005年以後のマイクロセンサスにおける人口統計の結果は次のようになっている。

	2005	2006	2007	2008	2009
全人口 (千人)	82465	82369	82257	82315	81904
移民の背景を持たないもの (%)	67132 (81)	67255 (82)	66846 (81)	66569 (81)	65856 (80)
移民の背景を持つもの (%)	15057 (18)	15143 (18)	15411 (19)	15566 (19)	15703 (19)

(Statistisches Bundesamtのホームページ)

<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Navigation/Statistiken/Bevoelkerung/MigrationIntegration/Migrationshintergrund/Migrationshintergrund.psm;jsessionid=1BCE84A032FD96B2EA7901176C2324AD.internet2より>

6) 移民以外のドイツ人を指す概念は必ずしも一貫していない。政治やメディアでの言論では「原住民 (Einheimische)」（英語で言う “natives”）が多く用いられる。日常語として「ドイツ系ドイツ人 (deutsche Deutsche)」とか「生のドイツ人 (Biodeutsche)」という語も用いられている。

7) 「移民」を表すドイツ語には様々なものがある。‘Zuwanderer’, ‘Einwanderer’, ‘Migranten’, ‘Migrantinnen und Migranten’, ‘Immigranten’ などがある。

8) 認知心理学や認知人類学のなかで用いられてきた「図式 (schema)」の概念を社会学における集団概念の分析に用いようとした試みとしてRogers Brubaker, Mara Loveman and Peter Stamatov, ‘Ethnicity as Cognition’, *Theory and Society* 33 (2004), pp.31-64がある。この「認知的アプローチ」は、「ネーション」「エスニシティ」「人種」「階級」など従来均質で明確に境界づけられてきた集団概念を、認知的なカテゴリー化の過程としてとらえることで、社会学における「集団主義的」な集団理解を脱しようとする試みである。

9) この変化を検証するには、1980年代の「外国人問題」をめぐる論争をまず分析してみる必要があるが、ここではその余裕がない。このテーマについては、別の機会に論じる予定である。

10) 政治的言論過程における「フレーム (化)」の概念についてはDavid A. Snow, ‘Framing Processes, Ideology, and Discursive Fields’, *Blackwell Companion to Social Movements* (2004), pp. 380-412を参照せよ。本稿では、論争における認知図式の利用と、それを促す外的状況を連関させる方法として「フレーム」の概念を導入している。このような「図式」と外的状況の連関性に関してはSophia Kazys Accord and Tia DeNora, “Culture and the Arts: From Arts Worlds to Arts-in-Action,” in Amy Binder et al. (eds.), *Cultural Sociology and Its Diversity (The Annals of the American Academy of Political and Social Science Series*, 619, September 2008, Los Angeles: Sage)が参考になった。

11) 1990年代の国籍法改正をめぐる論争については、すでに別稿において論じた。佐藤成基「『血統共同体』からの決別——ドイツの国籍法改正と政治的公共圏」『社会志林』第55巻4号 (2009)。

12) *Deutscher Bundestag. Drucksache* 14/533, S.6。しかしこのうち、「十分なドイツ語の知識」の規程が曖昧であったため、改正外国人法が施行される直前の1999年12月、連邦政府と州政府が「一般行政規則」を制定し、ドイツ語能力を証明するしかるべき証明書を課すことになる。Heike Hagedorn, *Wer darf Mitglied werden? Einbürgerung in Deutschland und Frankreich im Vergleich* (Opladen: Leske + Budrich, 2001), S.63を参照。

13) Matthias Hell, *Einwanderungsland Deutschland? Die Zuwanderungsdiskussion 1980-2002* (Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften, 2005), S.131-132。

14) Hartwig Pautz, *Die deutsche Leitkultur: Eine Identitätsdebatte: Neue Rechte, Neorassismus und*

Normalisierungsbemühungen (Stuttgart: ibidem-Verlag, 2005), Stefan Manz, 'Constructing a Normative National Identity: The *Leitkultur* Debate in Germany, 2000/2001', *Journal of Multilingual and Multicultural Development* 25 (5&6), 2004, pp.481-496などの概観的考察がある。また統合論争における「主導文化」「憲法愛国主義」「多文化主義」の概念を比較検討した興味深い論考としてTine Stein, "Gibt es seine multikulturelle Leitkultur als Verfassungspatriotismus. Zur Integrationsdebatte in Deutschland". *Leviathan*, 36 (1), 2008, S.33-53が参考になる。

¹⁵⁾ Friedrich Merz, 'Einwanderung und Identität', *Die Welt* (25.10.2000) (Welt Onlineから取得)。ただし、この概念は決してメルツのオリジナルではない。「主導文化」概念は、シリア出身の政治思想家バッサム・ティビの著作に由来している。彼は多文化主義概念を批判し、啓蒙思想の伝統に基づく「ヨーロッパの主導文化」の意義を強調した。Bassam Tibi, 'Multikultureller Werte-Relativismus und Werte-Verlust', in *Aus Politik und Zeitgeschichte* B52-53 (1996)。その概念がキリスト教民主同盟の保守派イェルク・シェーンボームやキリスト教社会同盟のギュンター・ベックシュタインなどにより、ドイツの外国人問題の文脈で用いられるようになった。しかし、この概念を一般世論に広く知られることになったのは、メルツがこの概念を提唱してからである。

¹⁶⁾ 「要点文書 (Eckpunkte-Papier)」と呼ばれたこの文書は“Leitkultur in Deutschland”, *Süddeutsche Zeitung* (11.11.2000), S.6に抄録され、後にキリスト教民主同盟の移民委員会が公表した報告書に全文再録されている (*Abschlussbericht der Kommission "Zuwanderung und Integration" der CDU Deutschlands*, 2001, S.8-12)。ここでキリスト教民主同盟が、当初メルツが用いていた「ドイツの主導文化 (deutsche Leitkultur)」を「ドイツにおける主導文化 (Leitkultur in Deutschland)」と言い換えたことの意味は重要である。つまり「主導文化」は決して「ドイツ」に限定的なものではないことを意味している。

¹⁷⁾ 「主導文化」論争以後、1980年代には必ず用いられてきた「ドイツの」という形容詞があまり用いられなくなり、それに代わって「われわれの」という代名詞（「われわれの社会」「われわれの文化」「われわれの国」など）がより頻繁に用いられるようになっていく。それは2000年代における統合論争においてドイツ社会の自己理解の枠組が変化したことの一つの現われであろう。

¹⁸⁾ Klaus Roneberger und Vassilis Tsianos, 'Abschied von der postmodernen Kulturegesellschaft. Nachlese zur "Leitkultur-Debatte"', *Texte zur Kunst*, 11/41 (2001), S.91-97。

¹⁹⁾ 1980年代から90年代にかけての「多文化社会」概念に関してはAxel Schulte, 'Multikulturelle Gesellschaft. Chance, Ideologie oder Bedrohung?', *Aus Politik und Zeitgeschichte* B23-24 (1990), S.3-15。この時代の「外国人論争」における「多文化社会」概念の意義、他国と比較した場合のドイツの多文化主義の特徴については、現在別稿を準備中である。

²⁰⁾ 緑の党のリーダーの一人レナーテ・キューナストは、多文化主義概念が「先鋭でない (unscharf)」であるため用いるべきではないとし、移民統合の「基本的価値」として、民主主義と法の下での平等を含む「憲法愛国主義」を採用することを提案している。'Künast: Kein Abschied vom Wort "multikulturell"', *Frankfurter Allgemeine Zeitung* (2.11.2000), S.7。これは緑の党内で論争を喚起した。結局緑の党は、憲法的秩序の枠内で多文化主義ということで「多文化的民主主義」という標語を用いるようになる。

²¹⁾ BT Pl 15/145 (2.12.2004), S.13444。

²²⁾ Veronika Vitt und Friedrich Heckmann, 'Migration in Deutschland: Chronologie der Ereignisse und Debatten', in Klaus J. Bade und Reiner Münz (Hg.), *Migrationsreport 2002. Fakten – Analysen – Perspektiven* (Frankfurt: Campus: 2002), S. 239。

²³⁾ BT P 15/145 (2.12.2004), S.13448。

²⁴⁾ じっさい国家と宗教の関係にかんしても、憲法上両義的な解釈が可能になっている。ドイツの国家は、一方で宗教的中立性が求められているにもかかわらず、キリスト教には特別な地位が認められている。こ

の両義性は、イスラム女性教員のスカーフ着用禁止をめぐる論争のなかで顕在化した。なぜスカーフは禁止されるのに、キリスト教の修道女の服装は許されるのか、「宗教的中立性」に違反するのではないかという点が争われた。2004年のバーデン＝ビュルテンベルク州を皮切りに、その後いくつかの州で女性教員のスカーフ禁止が法制化されたが、その際の根拠の一つは「スカーフは政治的シンボルだから」というものだった。この国家と宗教の関係をめぐる論争については、Christian Joppke, *Veil: Mirror of Identity* (Cambridge: Polity, 2010), pp. 53-80を参照されたい。

²⁵⁾ Werner Schiffauer, *Parallelgesellschaften. Wie viel Wertekonsens braucht unsere Gesellschaft?* (Bielefeld: transcript, 2008), S.18.

²⁶⁾ 移民法の成立過程に関しては近藤潤三『移民国としてのドイツ』(木鐸社, 2007), 107-168頁が詳しい。

²⁷⁾ ドイツを「移民国」と呼ぶことに対しては、現在に至るまで抵抗がある。例えば2010年秋、労働者不足のため移民労働者を受け入れるべきであるという議論がキリスト教民主同盟の一部や自由民主党から出されたとき、キリスト教社会同盟の党首でバイエルン州の首相であるホルスト・ゼーホーファーは、「ドイツは移民国 (Zuwanderungsland) ではない」と述べてその議論に反対した。

²⁸⁾ *Zuwanderung gestalten - Integration fördern. Bericht der Unabhängigen Kommission "Zuwanderung"* (2001), S.261-262, *Abschlussbericht der Kommission "Zuwanderung und Integration" der CDU Deutschlands* (2001), S.80-81。

²⁹⁾ Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler, § 3(1) 'Ziel des Integrationskurses' (<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/intv/gesamt.pdf>より取得)。ここで「外国人と後発アウズジードラー」となっているのは、この二つが統合政策の対象となっていたからである。「ドイツ民族帰属」が条件となっていた後発アウズジードラーもこの時代、すでにドイツ語を十分に話せないものが多かったのである。後発アウズジードラーに関しては佐藤成基「国境を越える『民族』——アウズジードラー問題の歴史的経緯」『社会志林』第54巻4号(2008)を参照せよ。

³⁰⁾ 1999年の改正で外国人法に記載された帰化の条件は、外国人法廃止とともに国籍法の中に書き込まれることになる。このようにして移民法と国籍法がセットになって、滞在、統合、帰化、国籍付与という移民に関する法体系が整備されることになった。

³¹⁾ もとからいた移民からの希望が多く、現在受講者の約6割が希望受講者、4割が義務での受講者だという。Mariam Lau, 'Strafen, aber wie?', *Die Zeit*, Nr. 43 (21. 10. 2010) (ZEIT ONLINEより取得)。

³²⁾ 「統合サミット」に関しては、近藤『移民国としてのドイツ』(前掲) 169-204頁に詳しい解説がある。

³³⁾ Bundesregierung, *Der Nationale Integrationsplan. Neue Wege - Neue Chance* (Bundesregierung, 2007)。連邦政府のホームページから全文ダウンロードできる。この300ページを越える大部な報告書の詳細な検討は、また別の機会に行ないたい。

³⁴⁾ 'Beschlüsse der 180. Sitzung der Innenministerkonferenz am 5. Mai 2006 in Garmisch-Partenkirchen', S. 13。(連邦参議院のサイトより取得)

³⁵⁾ Bundesregierung, *Der nationale Integrationsplan*, S. 7.

³⁶⁾ *Ibid.*, S.13.

³⁷⁾ このような「差異主義的」な移民政策からの転換は、欧米に広く見られるロジャーズ・ブルーベイカーの言う「同化の復帰 (return of assimilation)」の流れの一部とみなすことができるかもしれない。Rogers Brubaker, 'Return of Assimilation?', *Ethnic and Racial Studies* 24(4), 2001, pp.532-548。しかしながらフランスなどのケースとは異なり、「同化 (Assimilation)」はドイツでは依然として否定的な(帝政ドイツやナチス時代の「強制的ゲルマン化」を想起させる)概念である。メルケルを初めとするキリスト教民主同盟の政治家たちも、繰り返し「統合」と「同化」の違いについて強調している。なお、欧米先進諸国におけるこのような「超差異主義的」統合政策への転換を、筆者は別の論文で「市民的統合」の試みであり、

あらたな「ネーション・ビルディング」の模索であるとして議論したことがある。佐藤成基「国民国家と移民の統合—欧米先進諸国におけるあらたな『ネーション・ビルディング』の模索—」『社会学評論』第60巻3号（2009）。

³⁸⁾ 1970年代から80年代にかけての「外国人政策」に関しては、Karl-Heinz Meier-Braun, *Integration und Rückkehr? Zu Ausländerpolitik des Bundes und der Länder, insbesondere Baden-Württembergs* (Meinz/München: Grünewallt, 1988), S.10-74 を参照せよ。

³⁹⁾ BT Pl 9/82 (4.2.1982), S.4910。連邦議会議員フーゴー・ブラントの発言から。

⁴⁰⁾ 詳しくは佐藤『『血統共同体』からの決別』を参照せよ。

⁴¹⁾ 社会民主党・緑の党政権の内務大臣オットー・シリーは、「統合はテロへの予防でしょうか」という問いに対し肯定的な応答を行っている。‘Einsperren zur Vorbeugung – wenn tödliche Gefahr droht’, *Süddeutsche Zeitung* (3.8.2005), S.5。統合政策が国内治安問題として捉えられている過程に関しては Werner Schiffauer, ‘Verwaltete Sicherheit – Präventionspolitik und Integration’, in Michael Bommes und Werner Schiffauer (Hg.), *Migrationsreport 2006. Fakten – Analysen – Perspektiven* (Frankfurt a.M.: Campus, 2006), S.113-164。

⁴²⁾ この事件は“Für uns gelten keine Gesetze”, *Der Spiegel*, 47/2004 (15.11.2004), S. 60-88などで詳しく報告されている。この事件の後、社会学者のウルリッヒ・ベックでさえ「並行社会とマルチクルティの夢」について語るようになった。彼は「多文化主義の逆説」として、「多文化主義は、それが防ごうとしているもの、すなわちレイシズムと外国人憎悪を生み出しているのである」と論じている。Ulrich Beck, ‘Globalisierung des Hasses. Parallelgesellschaften und Multi-Kulti Träume’, *Süddeutsche Zeitung* (20.11.2004), S.13。

⁴³⁾ 『南ドイツ新聞』については *Süddeutsche Zeitung Archiv, Library Net*, 『フランクフルター・アルゲマインエ』については *Frankfurter Allgemeine Zeitung – Bibliothekportal* のデータベースを使用した。「並行社会」の語の登場回数が他の二つに比べて少ないのは、ここで単数形のみを数えているからである。複数形の「並行社会 (Parallelgesellschaften)」はどの年も、単数形とはほぼ同数か、時には二倍以上の登場回数がある。しかしここでは単数形のみを数えた。また「強制結婚」については ‘Zwangsheirat’ の他に、‘Zwangsehe’ や ‘Zwangsverheiratung’ も用いられるが、ここでは ‘Zwangsheirat’ のみを数えた。また、ここで数えているのは紙媒体の記事のみであり、ネット記事は含めていない。

⁴⁴⁾ また、このような「イスラム的暴力」の問題化に大きな影響を与えたのが「イスラム批判者」と呼ばれるようになるトルコ (クルド) 系知識人 (特に女性) の活動である。2004年以後、彼女らが自らの体験に基づいた「強制結婚」やその他のイスラム社会における女性への暴力問題を批判的にとりあげた著作が立て続けに出版された。原住ドイツ人政治家や知識人たちも、彼女らの著作や発言を当事者による見解とみなして頻繁に取り上げるようになる。なかでも「強制結婚」によってドイツにつれてこられた少女を「輸入花嫁」と呼んだネチュラ・ケレックがとりわけ有名である。Necla Kelek, *Die fremde Braut. Ein Bericht aus dem Inneren des türkischen Lebens in Deutschland* (München: Goldmann, 2005)。しかし彼女らの議論がイスラムに対する誤ったイメージを広めているという批判もある。Yasemin Karakasoglu und Mark Terkessidis, ‘Gerechtigkeit für die Muslime!’, *Die Zeit*, Nr.6 (1.2.2006)。

⁴⁵⁾ 例えば2004年12月31日の『南ドイツ新聞』の記事では、ファン・ゴッホ虐殺事件以後の「並行社会」の語感について次のように書いている。「たしかに [オランダと違って] ドイツでは文化戦争は勃発していないし、宗教戦争にいたってはなおさらだ。しかし恐れや不安感が高まっている。並行社会の概念はまさにこの不定形の感情に反応しているのだ。この概念は、ドイツにおいて原理主義者、スリーパー、憎悪説教師などにより高度に活発化したサブ・ミリユエが長らく形成されてきたのではないかということを示している。」‘Sehnsucht nach Nestwärme’, *Süddeutsche Zeitung* (31.12.2004), S.19。

⁴⁶⁾ リュトリ基幹学校の教員たちがベルリン市政府にあてた手紙の中で、生徒の暴力によって授業が続行できないことを理由に学校の閉鎖を要求した事件。

⁴⁷⁾ 23歳の少女ハートゥン・ジュルチュが彼女の弟にベルリンの路上で殺害された事件。彼女は16歳でトルコで従兄弟と結婚することを強いられ、一児をもうけた。しかしその後彼女は夫を逃れて単身トルコからベルリンに戻り、職業訓練を受け、自力で息子を育てるようになった。この間、彼女にはドイツ人の恋人もできた。その彼女を殺害した罪で彼女の3人の男兄弟に容疑がかけられた。そのうち最年少の弟のみが、ハートゥンが自由な生活スタイルを許すことができないという理由から姉を殺害したことを認めたが、残りの二人の兄弟は関与を否定した。事件の判決は2006年4月に下された。この話題は当時のメディアで大きく取り上げられた。『フランクフルター・アルゲマイネ』はこの「名誉殺人事件」について「ドイツは初めて真剣に共和国が現実の統合問題を抱えているということ認識させられた」と報道している。‘Kultureller Rabatt wird nicht gewährt’, *Frankfurter Allgemeine Zeitung* (13.4.2006), S.33.

⁴⁸⁾ ‘Verbrechen im Name der Ehre’, *Der Spiegel* 17/2006 (24.4.2006), S.80. ジョルチュエ事件の判決が2006年4月に出された。

⁴⁹⁾ Joppke, *Veil*, pp.53-62を参照。例えば2003年フランクフルト地裁で、離婚を切り出された妻を殺害したトルコ人男性に対し、「アナトリアの価値観によれば、離婚は家族や男性の名誉を傷つける」という理由で、最高刑の「謀殺 (Mord)」より一段階刑の軽い「故殺 (Totschlag)」の判決が言い渡されたことがあった。‘Haben wir schon die Scharia?’, *Der Spiegel* 13/2007 (26.3.2007), S. 22-35が、このようなドイツ社会におけるイスラム教文化への「寛容さ」に関して批判的な報告を行っている。

⁵⁰⁾ ‘Wege aus der Toleranz-Falle’, *Focus* 15/26 (10.4.2006) (FOCUS Onlineより取得)

⁵¹⁾ BT Pl 16/11, S.757

⁵²⁾ Mark Terkessidis, ‘Die Spaltung der Gesellschaft’, *die tageszeitung* (27.2.2006).

⁵³⁾ このような統合政策を新たな植民地主義への回帰であるという批判がある。確かにそれは「文明化の使命」という名で非西洋の「文明化」が行われた植民地主義的同化政策と近似している面がある。Kien Nghi Ha, ‘The White German’s Burden. Multikulturalismus und Migrationspolitik aus postkolonialer Perspektive’, in Sabine Hess u.a. (Hg.), *No Integration?! Kluturwissenschaftliche Beiträge zur Integrationsdebatte in Europa* (Bielefeld: transcript, 2009), S.51-72.

⁵⁴⁾ BT Pl 15/145 (2.12.2004), S.13438.

⁵⁵⁾ ‘Politischen Islamismus bekämpfen – Verfassungstreue Muslime unterstützen’, *Deutscher Bundestag. Drucksache*, 15/4269, S.6.

⁵⁶⁾ BT Pl 15/145, S.13449.

⁵⁷⁾ “‘Wir wollen aufgeklärte Muslime in unserem aufgeklärten Land’”, *Süddeutsche Zeitung* (26.9.2006), S.5

⁵⁸⁾ BT Pl 16/143, S.15129. しかし、「強制結婚との闘い」の方法論に関しては、キリスト教民主/社会同盟と緑の党の間には対立がある。大連立政権は2007年6月、「強制結婚と防ぐ」という名目で、18歳以前に配偶者として移民してくる女性に簡単なドイツ語試験を課すという制度を導入した。しかしその法律が、EU諸国およびアメリカ、カナダ、日本、韓国などを例外扱いしていたため、イスラム系移民団体、緑の党や左翼党のみならず、与党の社会民主党からも「差別的」という批判の声があがった。‘Regeln für mehr Integration’, *Süddeutsche Zeitung* (14.6.2007), S.8.

⁵⁹⁾ BT Pl 16/4 (30.11.2005), S.83

⁶⁰⁾ Bundeskanzleramt, ‘Gutes Zusammenleben - klare Regeln. Start in die Erarbeitung eines nationalen Integrationsplans’ (14.7.2006).

⁶¹⁾ “‘Wir wollen aufgeklärte Muslime in unserem aufgeklärten Land’”, S.5

⁶²⁾ BT Pl 16/17 (10.2.2006), S.1254, 1250.

⁶³⁾ *Ibid.*, S.1254.

⁶⁴⁾ BT Pl 16/123 (8.11.2007), S.12753.

⁶⁵⁾ ドイツでは自国の福祉国家体制のことをしばしば「社会国家 (Sozialstaat)」という言葉で表現している。社会科学においては、「福祉国家 (Wohlfahrtsstaat; welfare state)」と「社会国家」とは互換的に使われることも少なくない。だが「社会国家」概念は基本法の第20条 (「社会的連邦国家」) と第28条 (「社会的法治国家」) に現われる憲法上の概念でもあり、政治家やジャーナリスト達のあいだではドイツの福祉国家体制をさす場合「社会国家」が使われることが多い。ドイツの「社会国家」概念に関してはFrank Nullmeier, 'Sozialstaat', in Uwe Andersen und Wichard Woyke (Hg.), *Handwörterbuch des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland*, 6. Auflage (Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften, 2009), S.626-632を参照せよ。

⁶⁶⁾ Irena Dingeldey, 'Aktivierender Wohlfahrtsstaat und sozialpolitische Steuerung', *Aus Politik und Zeitgeschichte* 56 (8/9), 2006, S.3-9, Achim Trube, 'Vom Wohlfahrtsstaat zum Workfarestaat – Sozialpolitik zwischen Neujustierung und Umstrukturierung', in Heinz-Jürgen Dahme u.a. (Hg.), *Soziale Arbeit für den aktivierenden Staat* (Opladen; Lanske+Budrich, 2003), 177-204. これは「“welfare state” から “workfare state” へ」、あるいは「社会投資国家」(アントニー・ギデンズ) などとも呼ばれる (それぞれ意味するニュアンスは異なるが)、西欧先進国で1990年代から2000年代にかけて起きた福祉国家の転換を表現する標語の一例である。ドイツでは1998年の連邦議会選挙において社会民主党が「新たな中道 (Neue Mitte)」の標語のもとに打ち出してきた国家像であり、ドイツ版の「第三の道」論とも言える。この変化を「ネオリベラル・ターン」と捉える研究者もいるが、「活性化型国家」をそのままネオリベラリズムと同一視することが適当かどうかは議論が分かれるところであろう。また、こうした国家形態の変化と移民政策との関連性に関してまだ十分な研究はなされていない。

⁶⁷⁾ ホンパッハが1999年に発表した論文での記述。Dingeldey, 'Aktivierender Wohlfahrtsstaat und sozialpolitische Steuerung', S.7からの再引用。

⁶⁸⁾ Irene Dingeldey, 'Changing Forms of Governance as Welfare State Restructuring: Activating Labour Market Policies in Denmark, the UK and Germany', in Irene Dingeldey and Heinz Rothgang (eds.), *Governance of Welfare State Reform* (Northampton: Edward Elgar, 2009), pp. 69-93.

⁶⁹⁾ 'Unter bleibt unten', *Der Spiegel* 44/2008 (27.10.2008), S.66-67.

⁷⁰⁾ 'Deutsche für Deutsche', *Focus* 43/2006 (23.10.2006) (FOCUS Onlineより取得)。

⁷¹⁾ Karl August Chasseé, *Unterschichten in Deutschland. Materialien zu einer kritischen Debatte* (Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften, 2010), S. 10-61.

⁷²⁾ 2003年に史上最高の対GNP比32.3パーセントの社会保障費は2008年には29.0パーセントにまで低下していた。しかし2010年の7月に明らかにされた報告書によると、経済危機による失業者の増加で2009年の社会保障費は再び増大し、対GNP比31.9パーセントにまで高まったのである。そして報告書は、2010年に社会保障費はさらに増大し、対GNP比は過去最高になるだろうと予測していた。'Zum Schluss das dicke Ende', *Süddeutsche Zeitung* (16.7.2009), S.2.

⁷³⁾ 'Zum Schluss das dicke Ende', S.2あるいはMichael Sauga, "'Geschlossene Gesellschaft'", *Der Spiegel* 11/2009 (9.3.2009), S.62を参照。

⁷⁴⁾ 'Diese Gruppen gehören zur Unterschicht', *Die Welt* (1.11.2009) (Welt Onlineより取得)

⁷⁵⁾ Michael Bommers, 'Integration durch Sprache als politisches Konzept', in Ulrike Davy und Albrecht Weber (Hg.), *Paradigmawechsel in Einwanderungsfragen? Überlegungen zum neuen Zuwanderungsgesetz* (Baden-Baden: Nomos, 2006), S.64.

⁷⁶⁾ Stephan Lanz, 'In unternehmerische Subjekte investieren. Integrationskonzepte im Workfare-Staat. Das

Beispiel Berlin', in Sabine Hess u.a. (Hg.), *No Integration?! Kluturwissenschaftliche Beiträge zur Integrationsdebatte in Europa* (Bielefeld: transcript, 2009), S.105-121.

⁷⁷⁾ 'Diese Gruppen gehören zur Unterschicht'.

⁷⁸⁾ 'Integration jetzt für Deutsche', *die tageszeitung* (12.1.2010).

⁷⁹⁾ Thilo Sarrazin, *Deutschland schafft sich ab. Wie wir unser Land aufs Spiel setzen* (München: Deutsche Verlags-Anstalt, 2010).

⁸⁰⁾ "'Es gibt viele Sarrazins'", *Der Spiegel*, 36/2010 (6.9.2010), S. 22-30. 週刊誌『シュテルン』が公表した世論調査の結果によれば、「全く賛成」はたったの9%で、「受け入れられない」は22%,そして「部分的に賛成」が回答者の半数を越える61%にもなっている。 *Stern* 37/2010 (9.9.2010), S. 35。これは9月2日に調査機関フォルサ (Forsa) によって行われた調査の結果である。

⁸¹⁾ Hans-Ulrich Jörges, 'Ein Ungeheuer wird freigesetzt', *Stern* 37/2010 (9.9.2010).

⁸²⁾ Sarrazin, *Deutschland schafft sich ab*, S.177.

⁸³⁾ 'Klasse statt Masse. Thilo Sarrazin im Gespräch', *Lette International*, 86 (Herbst 2009), S. 198-199.

⁸⁴⁾ Sarrazin, *Deutschland schafft sich ab*, S.265-282.

⁸⁵⁾ ヴルフの演説原稿の全文はヴルフ大統領の公式サイトからダウンロードできる

(http://www.bundespraesident.de/Reden-und-Interviews-11057.667040/Rede-von-Bundespraesident-Chri.htm?global.back=-/%2c11057%2c3/Reden-und-Interviews.htm%3fink%3BTpr_liste)。なお、ヴルフはすでに7月の大統領就任直後から「統合問題を主要なテーマにする」と発言していた。また彼には、ニーダーザクセン州の首相時代、初めてのイスラム系大臣を任命したという実績もあった。

⁸⁶⁾ "'Es gibt eine christliche Leitkultur, Herr Bundespräsident'", *Focus* 41/2010 (11.10.2010) (FOCUS Onlineより取得)

⁸⁷⁾ 'CSU-Politiker: Islam nicht Teil unserer Kultur', *Frankfurter Allgemeine (FAZ.NET)* (5.10.2010)

⁸⁸⁾ 'Haben die Politiker selbst viele Fehler gemacht, Frau Merkel?', *Bild* (5.9.2010)。移民・統合委任官のベーマーもこれについて連邦議会で述べている。 *BT* 17/65 (7.10.2010), S.6794。

⁸⁹⁾ 'Bundeskanzlerin Angela Merkel: "'Unsinn'", *Hürriyet* (3.9.2010)。Deutschlandstiftung Integraion (Hg.), *Sarrazin: Eine Deutsche Debatte* (München und Zürich: Piper, 2010), S.79-82に独訳され再録されているものを用いた。引用はS.81より。

⁹⁰⁾ ここでヴルフが引用しているのは『忍耐の終り——少年暴力犯に対する決意』という本である。Kirsten Heisig, *Das Ende der Geduld. Konsequenz gegen jugendliche Gewalttäter* (Freiburg: Herder, 2010)。トルコ系移民の若者を含めたベルリンの少年暴力犯の世界を描いたこの本は、ザラツィンの『ドイツは消滅する』と同時期にドイツのベストセラー・リストに名を連ねていた。ヴルフが演説のなかで引用しているのは、この本の199ページからである。

⁹¹⁾ 注73で示したウェブサイトより。

⁹²⁾ 'Harte Worte von Sarrazin', *Süddeutsche Zeitung* (11.3.2010), S.6.

⁹³⁾ Michael Backhaus, 'Der Sarrazin-Alarm', *Bild* (5.9.2010).

⁹⁴⁾ エツカンは、2010年4月にイスラム系で初めて大臣の職に着いた人物である。彼女を任命した当時のニーダーザクセン州の首相は、現在の大統領ヴルフであった。

⁹⁵⁾ 'Ministerin Özkan: Integration ist Bringschuld', *Frankfurter Rundschau* (7.9.2010) (fr-onlineより取得)。

⁹⁶⁾ WDR (西ドイツ放送) のコメンテーター、ピラント・ビンギェルがARD (ドイツ第一公共放送) のニュース番組「今日のテーマ (Themen des Tages)」(2010年9月8日) のなかで行った発言。

⁹⁷⁾ 主要政党のなかで、こうした論調から距離を取っているように思われるのは、連邦議会で最左派の左翼党である。党首のゲジーネ・レッチュは移民統合の欠如の原因をハルツIV法に求めている。彼女によれ

ばハルツIVは「移民だけでなく多くの〔原住〕ドイツ人にとっても、この社会に統合することを不可能にしている」とされる。このような左翼党の主張は、同党がシュレーダー政権時代に導入された社会保障制度改革それ自体に対して批判的であること関連している。‘De Maizière fordert Sanktion gegen Integrationsverweigerer’, Spiegel Online (5.9.2010)。

⁹⁸⁾ ‘Weckelige Schätzung’, *Süddeutsche Zeitung* (10.9.2010), S.6 (Beyern版)。

⁹⁹⁾ ‘De Maizière fordert Sanktionen gegen Integrationsverweigerer’。発言は9月5日のARDの番組「ベルリンからの報告 (Bericht aus Berlin)」のなかで行われた。

¹⁰⁰⁾ ‘Kabinett billigt Sanktionen gegen Integrationsverweigerer’, *Frankfurter Allgemeine Zeitung* (28.10.2010), S.4。だが、すでに外国人滞在法に統合参加拒否者への罰則が規定されているため、この法案はせいぜい「コスメティック」な意味しか持たなかったとされている。また、緑の党は罰則の強化よりも先ず、統合コースそれ自体の拡充が必要であると主張している。じっさい一部の地域での統合コースでは、希望者が受講できず順番待ちの状態であるという。

¹⁰¹⁾ 例えば、連邦議会で緑の党のメメト・キリクがこのことに触れている。BT Pl 17/65 (7.10.2010), S. 6801。

¹⁰²⁾ ‘Justizministerin fordert neues Bleiberecht’, *Süddeutsche Zeitung* (3.11.2010), S.6。

¹⁰³⁾ しかし、アウスジードラー政策における「民族帰属」概念がそうであるように、血統という「客観的」証拠も恣意的に操作されるものである。佐藤「国境を越える『民族』」を参照せよ。

¹⁰⁴⁾ “‘Es gibt keine Integraionsmiserre in Deutschland’”, Spiegel Online (7.9.2010)。ここで彼はザラツィンが統計結果の一部だけを用いて、「素人的」な無理な一般化を行っていると批判している。また彼が参照するのは、彼自身が代表を務めるドイツ統合・移民財団専門評議会 (Sachverständigenrat deutscher Stiftungen für Integration und Migration) による最新の研究結果である。この調査結果は同評議会ホームページ (http://www.svr-migration.de/?page_id=1933) からダウンロード可能である。

¹⁰⁵⁾ Danel Bax, ‘Nein zum Salonrassismus’ *die tageszeitung* (6.9.2010)。

¹⁰⁶⁾ “‘Der Islam ist wie eine Droge’”, *Der Spiegel* 37/2010 (13.9.2010), S.120。アプデル＝サマド自身はまた、「イスラム批判者」としても知られている。

【付記】

本論文は、筆者がドイツのコンスタンツ大学での在外研究に行った研究成果の一部である。貴重な研究の機会を与えていただいた法政大学社会学部に謝意を表わしたい。